

平成17年第3回那須烏山市議会定例会（第3日）

平成17年12月16日（金）

開議 午前10時00分

閉会 午後 4時53分

◎出席議員（35名）

1番	五味 潤	博 君	2番	佐藤 昇	市 君
3番	沼田 邦彦	君	4番	高津戸	茂 君
5番	高橋 安隆	君	6番	高德 正治	君
7番	舩山 栄一	君	8番	平山	進 君
9番	大橋 洋一	君	10番	佐藤 雄次郎	君
11番	五味 潤	親 勇 君	12番	野木	勝 君
13番	藤田	武 君	14番	大野	曄 君
15番	水上 正治	君	16番	平塚 金平	君
17番	中山 五男	君	18番	郡司 昭三	君
19番	塩谷	隆 君	20番	柴野 正巳	君
21番	斎藤 雄樹	君	22番	樋山 隆四郎	君
23番	板橋 邦夫	君	24番	森井 國廣	君
25番	菊池 俊夫	君	26番	斎藤 文男	君
27番	玉造 三好	君	28番	滝田 志孝	君
29番	小池 清三	君	30番	高田 悦男	君
31番	小森 幸雄	君	32番	永山	茂 君
33番	小堀	操 君	34番	青木 一夫	君
35番	平塚 英教	君			

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大谷 範雄	君
教育長	池澤	進 君
総務部長	大森	勝 君
市民福祉部長	雫	正 俊 君
経済環境部長	佐藤 和夫	君

建設部長 池 尻 昭 一 君

教育次長 堀 江 一 慰 君

◎事務局職員出席者

事務局長 田 中 順 一

書 記 齋 藤 進

書 記 藤 田 元 子

○議事日程

日程 第 1 一般質問について（議員提出）

日程 第 2 請願書等審査結果の報告について（議長提出）

○追加議事日程（第1号）

日程 第 1 意見書案第1号 児童扶養手当の減額等に関する意見書について（議員提出）

○追加議事日程（第2号）

日程 第 1 追加議案第1号 那須烏山市助役の選任同意について（市長提出）

日程 第 2 追加議案第2号 那須烏山市収入役の選任同意について（市長提出）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

追加議事日程（第1号）に同じ

追加議事日程（第2号）に同じ

[午前10時00分開議]

○議長（青木一夫君） ただいまの出席議員は34名です。21番齋藤雄樹議員から遅刻の申し出がありました。定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係部課長の出席を求めていますので、ご了解願います。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。事務局長に朗読いたさせます。

[事務局長 朗読]

議事日程

平成17年第3回那須烏山市議会定例会（第3日）

開 議 平成17年12月16日 午前10時

日程 第 1 一般質問について（議員提出）

日程 第 2 請願書等審査結果の報告について（議長提出）

以上、朗読を終わります。

◎日程第1 一般質問について

○議長（青木一夫君） 日程第1 一般質問を通告に基づき行います。なお、議会運営に関する申し合わせにより、質問者の持ち時間を質問と答弁を合わせ90分としておりますことから、議長において時間を計測し、持ち時間の90分を超えた場合は制止いたしますので、ご了承願います。質問、答弁は簡潔明瞭に行うようこの際お願いをしておきます。

通告に基づき、22番樋山隆四郎君の発言を許します。

22番樋山隆四郎君。

[22番 樋山隆四郎君 登壇]

○22番（樋山隆四郎君） おはようございます。議長の発言の許可を得ましたので、早速質問に入りたいと思います。

今、国においては構造改革あるいは三位一体の改革、そして特に小泉内閣が抵抗勢力というものを一掃したときに、この改革は急速に進んでいるわけであります。県においても今まさに小さな政府を目指して、地方にあるいは市町村に権限をゆだねようとしております。そして、この那須烏山市が誕生いたしまして、新しく大谷市長が選ばれたわけであります。その公約の中にもまず行財政改革の断行というものを公約に、そして私はこれは大谷市政のマニフェストではないかというふうに考えているわけであります。

そこで、これから質問の内容に入りますが、事前通告書に書いてあるとおりに、まず第1点は市有財産について。第2点は政治と向き合うときの政治信条。「天の時、地の利、人の和」というものについて。第3点は新市における財政状況と運営について。この3項目にわたって質問をするわけであります。

前もって市長にお伝えをしておきますが、第1点の市有財産についてということで(2)番の小中学校統廃合の空き校舎の再利用策についてということは、きのうの答弁の中でありましたので削除いたします。

次に、3番目の投資的経費に占める合併特例債の割合、これも答弁にありましたので削除いたします。

次の経常的経費をどう抑えるかという問題は残っています。

以上、2点についてはこの質問の中から削除させていただきます。

まず、この質問であります、1、2、3とこういう問題に関しては概要で結構でございますから、その次の一問一答形式に入りまして細かく質問をいたしますので、とりあえず3点に関しては概要のみを答えていただければ結構であります。

以上であります。

○議長（青木一夫君） 市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいまは2番樋山隆四郎議員から市有財産について、政治と向き合うときの政治信条、「天の時、地の利、人の和」について、及び新市における財政状況と運営について3項目にわたってご質問いただきました。その概要等につきましてお答えを順次申し上げたいと思います。

市有財産のお尋ね、山あげ会館、やまびこの湯、赤字運営施設の対応策というようなことでお尋ねをいただいております。このやまびこの湯の運営状況は11月末での入館者数は4割減の月5,000人台、このように大変大きく減じている事実でございます。使用料収入、水道水営業で料金半額のために6割強減額の100万円前後ということになっております。したがって、10月末現在での損益計算では566万1,000円の赤字というような実態でございます。多少なりとも温泉状態に近づけようということで、11月から温泉の主成分であります炭酸水素ナトリウム、いわゆる重曹を加えて営業しているという実態でございます。今後対策幾つか方策を考えたいと思っておりますが、新しい源泉を確保するというようなことも一つの選択肢であります、資金、時間の必要がございますので、早急には難しいのかなというふうに思っております。

こういうようなことから、いろいろな角度から検討いたしまして、基本的に温泉営業を回復

して赤字減らしをするということを当初の課題とさせていただきたいと思っております。温泉ということが回復できるのであれば、利用者の増加が見込めることは間違いないということでございますので、ぜひこのことはご理解をいただきたいと思っております。

さらに山あげ会館でございますが、これはご承知のとおり、平成3年にオープンをしております。烏山観光協会に委託をしておりますが過去3年間、平成14年度で2万4,000人台、平成15年度が2万1,000人台、平成16年度1万8,000人台、年々減少傾向にあるわけでございます。今年度も11月現在ではまだ1万4,000人台でございますから、恐らく昨年の入館者数を割る実態であろうと思っております。

ご指摘のとおり、この収入よりも委託管理料が上回って赤字となっているということでございまして、実態はかなり厳しいものがあるというようなことでございますが、この山あげ会館は国の重要無形民俗文化財山あげ行事の保存、育成を基幹として、山あげ行事に関する資料等を展示いたしまして郷土の歴史、文化及び伝統を後世に伝え、郷土の意識高揚と観光事業の振興を図るために設置されているというようなことから、このような入場者数増の対策が大変必要である。これも大きな課題になっているということでございます。今後総合的に観光振興について観光ビジョンを策定しながら、この入場者をふやしていかなければならないというようなことでございます。

産官学連携による協力も得ながらという提言もするわけでございますが、概要等答弁申し上げます。後からご質問に応じるというようなことにさせていただきたいと思っておりますので、概要等についてお知らせを申し上げます。

小中学校統廃合の空き校舎再利用は割愛させていただきます。

市有財産についての遊休市有地の活用策でございます。このことは市が所有しております土地、学校、公園、これらの行政財産として市民の皆さんにご利用いただいているものと、行政財産としては目的から除外されたものなど、普通財産とに大きく分類をされております。普通財産の一部には、ご質問の遊休市有地があるものと認識をいたしておりますが、これらの実態を調査した上で、市の事業、施策に利用が可能なものについてはその予定地として活用してまいります。また利用計画はないものの、一つの土地で単独利用が可能なもの、面積狭小あるいは不整形等によりまして単独の利用が不可能なものについては処分をすることも視野に入れていきたいと考えております。

市有地等につきましては、市民共有の財産と認識した上で適正な管理、有効活用、処分を図ってまいりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

次が政治信条についてのお尋ねがございました。まずその中で行政のスリム化というご質問でございます。昨日からの各議員からもこのことについてはご質問いただいておりますが、一

一般的に言うならば、総務企画部門等の統合で職員数に余裕ができることにより実態を検証して職員の削減を実行していくということになります。これら昨日の一般質問の中で回答いたしましたけれども、職員数を平成26年までには20%削減して、人口120人当たり職員数1人としていきたい。このように最低ラインを考えております。この削減を図るためには、民間委託を推進して、民間に業務委託できる部分を検討し、実現化を図るということになります。さらに協働のまちづくりを進めていくことといたしまして、情報の共有あるいは住民参加、これらを柱とするまちづくり基本条例も制定の必要性を考えます。市民と一体となったまちづくりを進めていきたいと考えております。

あわせて、これまで行政が行ってきた部分で市民にお願いできる所は大いに市民にお願いする。そういったすみ分けを行っていきたいと考えておりまして、これからは官民一体となったまちづくり、ボランティア精神を持った皆さん方の醸成ということも大きなスリム化につながってまいりますので、この辺のところもぜひ推進を進めていきたいと考えております。

自主財源の比率につきましてのお尋ねでございますが、この繰り返しになりますが平成16年度の決算では、旧南那須町で36.8%、旧烏山町では37.4%でございます。国の構造改革によりまして今後とも国からの財源が減少していくことが予想されますことから、市税等の自主財源の充実確保が急務でございます。税源の涵養や徴収率向上による歳入増に努めることが重要でございます。

この具体的対応策、これも重複して大変申しわけございませんが、市税に関しましては収納対策の強化による徴収率の向上、課税客体の完全捕捉、これらに努めること。負担金及び使用料等については収入率の向上とともに、大幅な見直しによります負担の適正化を図ることとしていきたいと思っております。

さらに繰入金といたしまして財政調整基金、公共施設整備基金などについて財源不足に充てるために応分の有効活用を図ってまいります。これらの方策によりまして自主財源比率のアップを目指すことといたしたいと思っております。

歳出におきます人件費について、これは組織機構、事業の見直しなどを進めていかなければなりません。職員数の削減により大幅に抑制をいたしまして、少子高齢化に伴う医療費、生活保護費などの扶助費の増に対処したいと思っております。公債費の増大は将来の財政負担となりますことから、目標値を定めまして起債を抑制、平準化をすることといたします。

物件費でございますが、行財政改革の取り組みと連携をいたしまして、施策の再構築と既存事業の抜本見直しなどにより削減を図りながら、補助費等についても大幅な見直しを行いまして一般財源の縮減を図っていくというようなこととなります。

投資的経費にあたりまして、総合計画等に基づきまして、事業の選別化により抑制を行い、

歳出の見直しを行い、限られた財源の効果的、効率的な活用を図ってまいるといようなこととなります。

さらに、情報公開の推進でございますが、情報公開につきましては狭義の意味での条例に基づきます情報公開制度の充実と広義の意味での情報公開、すなわち新たなまちづくりの手段としての住民と行政とが協働して市政を推進するために、市の保有する情報を積極的に公開することが必要であります。市の保有する情報は市すなわち行政と住民の共有財産であることを明確に意識することが最も大切でございます。情報の共有こそが相互信頼の前提だということでございます。

行政がどういう計画を持って、どういう施策を推進するのかということを十分に伝えていかなければなりません。地方分権の流れの中でそれぞれの自治体がいろいろな権限を持って施策を進めていくためには、権限がある以上住民に対しての説明責任を果たして理解を得るという義務がございます。今後個人情報の保護に必要な措置を講じた上で、住民に知ってほしい情報を住民が知りたい情報を積極的に情報提供するシステムをつくっていくことが重要であります。

具体的な施策といたしまして、広報紙の充実であります。内容のさらなる充実、市内全世帯の配布など、あるいはホームページを初めインターネットの活用、これはインターネットの速報性を活用して最新の情報を提供するというところでございます。これらで考えられますことは、市の予算、決算、入札契約情報、審議会等の会議開催情報及び審議結果、工事、検査、統計情報、監査等の結果等が挙げられると思います。

さらに、情報公開制度の充実であります。これは情報公開制度に基づきます情報公開は旧町の制度を基本に、だれでも簡単に利用できるような運用基準を策定するといようなこととなります。

行政資料提供の充実も図っていく必要がございます。各担当課が持っている情報をだれが見てもわかりやすく簡単に入手できるように、条例に基づきます情報公開制度の受け身の姿勢ではなく、積極的に行政資料を作成し住民に提供できるようにする。例えば情報提供コーナーの設置等が考えられます。

さらにパブリックコメント制度の導入を見据えての詳細な審議資料の提供体制を整えるといことでございます。さらに、市の情報は住民との共有の財産であることを職員全員が意識をし、理解することを徹底させる。このようなことであろうと考えております。

最後になりますが、財政状況と運営でございます。合併特例債、割愛をさせていただきますが、経常的経費をどう抑えるかのお尋ねでございます。この抑制につきましては、これも重複いたしますが、人件費の削減、物件費の抑制、扶助費、補助金等の見直し、さらには繰出金等の抑制により経常経費の縮減に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜り

たいと思っております。

以上、答弁を終わります。

○議長（青木一夫君） 22番樋山隆四郎君。

○22番（樋山隆四郎君） ただいま市長から概略についての説明がありました。まず第1点目の市有財産についてということですが、山あげ会館は新しい大谷市長に質問をするのは酷かと思いますが、これは旧烏山町のものでなかなかその現状を把握することが難しいのかもしれない。しかし、いかに何であっても新しい市に引き継いだその責任者として、こういう赤字施設、垂れ流し、きのうから何度も各議員が質問をしていましたように、いかにして自主財源を確保するか。税源を確保するか。そのためには差し押さえもやむを得ないということ市長は述べているわけであります。しかし、片方でこういう垂れ流しをやっているのか。この垂れ流しに対して市長はどう考えるのか。処分を考えるのか。閉鎖を考えるのか。あるいは山あげ会館にしても、温泉施設にしてもお湯が出れば考える。その見通しを立てるまでに至っていないわけであります。そして、これは非常に難しい問題があるわけであります。

ですから、こういう問題にぶち当たったときに、市長はどういう決断をするんだ。山あげ会館でも人件費を含めて年間2,000万円近くの赤字が出るわけであります。こういうときに、片方では税金を取れ、片方で垂れ流し、これでは市民に説明がつかないわけであります。ですから、この赤字施設に関してもう一度はっきりとした市長の答弁をいただきたい。

○議長（青木一夫君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） ただいま再質問の中で、樋山議員から赤字施設、そして一方でこの行革の中での垂れ流し施設という表現をいただきましたけれども、その対応をどうするのかということをございまして、山あげ会館は旧南那須町でも同じようなことになる施設があるわけでございまして、私は山あげ会館、そしてやまびこの湯、この存続問題については基本的に私は存続をしたい考えを持っております。と言いますのは、山あげ会館、先ほど述べましたように、この今までの経過、趣旨からいたしますと、やはり私はあの当時の住民総意といったところで建設になったと思いますし、やまびこの湯につきましても、これからの高齢化社会を見据えての健康づくり、これらを中心とした必要性に駆られて完成をした施設だと認識をいたします。

したがって、当面それだからと言って赤字でいいという論法は全くありません。これは当然同感であります。したがって、これからは山あげ会館あるいはやまびこの湯単独の赤字あるいは黒字ということではなくて、この中心市街地、これは中心市街地と言いましても旧烏山町だけでは、この大通りだけの問題ではないと思います。烏山全体、南那須全体が中心市街地の活性化策だと思っています。したがって、やはりこれは最初のお答えでも申し上げま

したとおり、町全体を活性化するということであります。

したがいまして、農工商全般にわたった交流人口の増対策、これが大変喫緊の必要な課題でございまして、あそこに交流人口が入れば当然山あげ会館もそのルートに入るわけでございまして、やまびこの湯も当然生き返ってくるわけでございます。

したがいまして、全体的な中心市街地の活性化策とあわせた連動した形で、これをさらに活性化させる。このようなことに私は重きを置きたい。傾注したいと考えております。

○議長（青木一夫君） 22番樋山隆四郎君。

○22番（樋山隆四郎君） 今、市長は、やまびこの湯の存続あるいは山あげ会館の存続、それはトータルに考えるんだということを言っております。しかし、先ほども答弁にありましたように、炭酸を入れてみたり何かを入れてみたりごまかして半額で運営しているあのやまびこの湯、源泉が確保できる可能性はあるんですか。日に日に赤字は増していくわけですよ。もう既に五百何十万円という赤字が出ているわけであります。あと1年先、1カ月先にこの源泉を回復できる。あるいは1年後に回復できるという見通しはあるんですか。そういうものがなくて、こういうものを存続したい。こういう判断では、税収を上げる、自主財源をアップしろと言って垂れ流しているということは、もう既にあそこは何カ月にもわたってお湯がとまっているわけであります。判断すべき時期じゃないですか。どうですか。

○議長（青木一夫君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 半年以上とまっていることは私も承知をいたしております。やまびこの湯の再生は選択肢が3つあると私は思っています。新たに温泉をあそこの地に発掘すること。といいますのは、今隣のゴルフ場から、私はこれは検証しておりませんから、どのような契約になっているかわかりませんが、私は今のこの源泉から縁を切りたいと思っております。縁を切って、じゃあ源泉がないわけだから、これは掘るしかない。掘ることが第1の選択肢であります。それと、これは掘ると言っても井戸を掘るわけにはいきませんから、調査をした上であとどの程度経費がかかるかもわかりませんので、そういったところを今子細に調査をするなり、見積もりをとらせておりますけれども、そういったことが可能なことがまず1つ。

それと、温泉はあきらめて薬湯の湯ならぬそのような方向転換することが2つ目。

3つ目は、どうしても今の体質というものを変えなければならないわけですね。ですから、当然民間委託を原則に考えております。そして、内部の一番人件費のかかる運営でございまして、これは山あげ会館も同じでございまして、これからもすべて中身は民間委託によってそのような経費縮減を図る。これは大原則でございまして、そのようなことを考えながら、私は早急な判断をしてまいりたいと考えております。

○議長（青木一夫君） 22番樋山隆四郎君。

○22番（樋山隆四郎君） やまびこの湯に関して3つの選択肢がある。もう1回源泉を掘る。そして、今供給している会社とは縁を切りたい。この湯を利用して薬湯の湯にしたい。それと3番目には民間委託。この決断をいつまでにするんですか。

○議長（青木一夫君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 私はこの判断はできるだけ早くしていきたいと思いますが、いろいろ調査等を今やっておりますので、できるなら私は平成17年度中にはその方向性は決めていきたいと考えております。

○議長（青木一夫君） 22番樋山隆四郎君。

○22番（樋山隆四郎君） そうしますと、この決断は今年度中というふうに理解をしていますが、それでよろしいんですね。

○議長（青木一夫君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） そのように私は努力してまいりますので、3月31日までに決断するように努力してまいります。

○議長（青木一夫君） 22番樋山隆四郎君。

○22番（樋山隆四郎君） 努力ということではありますが、努力と言われたら、31日までやるということありますから、もうこの問題に関してはできるだけ平成17年度で結論を出すというふうに私は理解をいたしました。

次に、山あげ会館、これ私は旧烏山時代も何回か質問をいたしました。しかし、いつも今市長が答弁したように、努力をします。あそこに誘客数をふやします。経済効果があるからあれを置くんだということを何度も聞きました。しかし、相変わらずあそこは赤字の垂れ流し。それで5年も6年も来た。また、ここでこの問題に関して私は大谷市長に質問をするのは酷だと先ほど言ったことは、こういう経済波及効果だとか何とか言ったって、結局あそこに来る人は、日光とか那須に行く途中、たまたまトイレ休憩に寄るようなものなんです。烏山の商店街を徘徊して物産展に行って物を買って、そして1泊して帰る。そういう客の利用方法じゃないんです。ただただトイレ休憩、勘助じいさんを見ておしまい。あそこの物産展などは売れているんだか売れてないんだか、こういうものでは経済効果にならないわけでありまして。

経済効果になる。また中心市街地活性化の一環として必要なんだ。中心市街地はさびれるばかりです。これではああいう施設があっても何もならない。生かすことができないんです。中心市街地と言ったって、中心市街地は周りに大型店ができてどうということになっていますか。もう既に大半の商店はギブアップ、これをやろうとするのであれば、どういう活性化策があるのかお尋ねいたします。

○議長（青木一夫君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 厳しいご質問でございますけれども、私の考えを繰り返し申し上げますが、確かにこの数字を見ますと平成14年度の1,000万円から比較いたしますと、今は収入が約600万円ですから4割減ってしまっている。これは赤字でございます。当然赤字になってきますね。その数字上から見て、これをスクラップにしてください。最初に戻してください。これは住民の理解が得られないと思います。したがって、結論から言うと、先ほど申し上げましたように今の赤字でも存続だという判断をいたしております。私が言う中心市街地というのは、烏山町の市街地ということではなくて、旧烏山町全体、国見のミカン園も初め段々畑も初めまたバラ園、ダリア園、そういったものは今いろいろと注目されているんです、この施設が。そういった広域的な観光、そのマップのもとにお客を引くべきだということを言っているわけでございます。

そういうことによって、その中で酒屋さんもあり、歴史的なあるいは烏山城址もあり、この前聞いたお話ですとさらに本家の下境にもお城のあとがあると、そういった歴史的なことが山あげ祭450年の歴史を物語るように旧烏山町にはすばらしい歴史文化があると思っていますから、そのようなことを山あげ会館だけにお客を呼ぶのではなくて、広域的に1日あるいは1泊2日楽しめる観光行政のマップ、観光行政のルート皆さんと一緒につくっていききたいというご提言であります。そのことによって、この中身を軽くすることによって、交流人口をふやし、観光人口をふやして、そしてこの中身をスリム化するために民営化することによってでございます。そのようなことによって、売り上げを上げ、さらに経費を縮減することによって、何とか黒字にはならないまでも運営費ぐらいは解消できるのかなと考えておりますので、改めてその辺のご理解をいただきたいと思います。

○議長（青木一夫君） 22番樋山隆四郎君。

○22番（樋山隆四郎君） 私は今観光ルートの中で位置づけをして運営費ぐらいは稼いでいきたいという答弁であります。この観光ルートと言って旧烏山町あるいは南那須でどれほどの人が来て、どれほどのお金を落としていくのか。これをこれからやるんだ。その位置づけにするんだ。こういうことも私は何度も聞きました。そして、最終的には今市長が手元に持っている資料のような数字であります。これが反転して増に行くのか行かないのか。あるいは交流人口をふやす、あるいは観光マップをつくって誘客をする。だれがどういうふうにするのか、その辺を具体的にお願いいたします。

○議長（青木一夫君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 先ほど申し上げましたとおり、これは私どもの行政だけではできないものではないと思っております。私はいつも部長以下に言うんですけれども、官民挙げて大いに話し合いをしようではないかということは、1つの頭よりも2つの頭、2つよりも3つの頭

であります。そういうような産学官、きのうもお話をいたしましたように、そのような知恵を借りながら取り組んでいくものと考えております。

したがって、このようなことはこれから私はいろいろ民主導のまちづくり委員会というものを立ち上げるというふうに言っておりますので、そのような中からこの観光のまちづくり委員会を立ち上げながら、産学官の皆さんのチームをつくらせていただいて、その中でどうしてもこれだけは山あげ会館のみならず、町の活性化にそういった施設は絶対必要ですから、これは結果として山あげ会館も隆盛をきわめるというようなことになるんです。ですから、すべてまちづくり活性化というものは単なる1地域1施設にとどまらず、両町の核となっております旧南那須町、旧烏山町の中心市街地全体的な活性化構想を打ち出していきたいと思っております。

○議長（青木一夫君） 22番樋山隆四郎君。

○22番（樋山隆四郎君） 今、まちづくり委員会を立ち上げて、これから官民協働でこの施設を残しておきたい。そして活性化につなげたい。こういう理想的な言葉はもう私も何回も聞きました。本当にまちづくりあるいは何とか委員会、ここがやります、あそこがやります。そして、こういうふうについていつまでも赤字の垂れ流しをしている。もうそろそろこんなものとはすべて縁を切って、先ほど言ったように民間に委託したらどうだ。観光協会に委託したらどうですか。ひとつやってみてください。こういう選択肢もあるわけでありまして。まちづくり委員会ができて、どういうボランティア組織ができるか。どういう組織ができるかわかりませんが、新しく来年からもうすぐに人が来るというわけではないわけでありまして、その間でもできるだけ観光協会に委託をするという施策もあってもいいのではないかと私は考えますが、市長はどう考えますか。

○議長（青木一夫君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） お答えをいたします。そのとおりであります。同感であります。私は今も観光協会に委託はいたしておりますが、これは人件費丸抱えでありますから、結局は市がやっているというスタンスでございますから、これを全面的に民間委託にもっていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたい。

○議長（青木一夫君） 22番樋山隆四郎君。

○22番（樋山隆四郎君） 今、同感であるという答えをいただきました。さすれば、来年度からその職員を引き上げるというふうに考えてよろしいんですか。

○議長（青木一夫君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） お答えをいたします。来年度からといいますのは、ちょっと私は無理があるのかなと思います。と言いますのは、今両町合併いたしまして、この直後331人で始まりまして勸奨を入れまして、職員は今325人です。さらに観光協会はプロパーで

ございますが、そういった全体的な人事を考えると、これをすべて引き上げてさらに本体に戻すといえますか、多分転換をいたしまして吸収するというのは大変至難でございますから、段階的に進めてまいります、いずれにいたしましてもその民間委託の方針、これから指定管理者制度も6月に議決をいただきます。そのようなことにあいまいまして進めていきたいと思っておりますので、来年の4月から、これはちょっと至難でございますのでご理解いただきたいと思っております。

○議長（青木一夫君） 22番樋山隆四郎君。

○22番（樋山隆四郎君） 私は、こういうものは職員の問題でありますから非常に難しいこともあります、市長は行財政改革を断行すると。断行という意味はどういう意味かちょっとお尋ねいたします。

○議長（青木一夫君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 断行でございますから、これは英断を持って実行するという意味にご理解いただきたい。

○議長（青木一夫君） 22番樋山隆四郎君。

○22番（樋山隆四郎君） 市長の今の解説ですと英断を持って実行する。広辞苑では反対を押し切って断行する。反対を押し切って改革するというふうな解説があるわけでありまして。ちょっと違うんですが、私は広辞苑の解釈だというふうに思ったわけで、ですから反対を押し切る、これが断行の意味であります。大谷市長との認識がちょっと違う、解釈が違うということではありますが、しかしこういう問題は先延ばしは許されないんです。ですから私はなぜ平成17年度中からなのかと聞いたのは、次の年の議会予算編成を含めて段階的にやっていきたい。これはあくまでも断行じゃなくて段階なんです。段階的にものを行う。ですから、私はできるだけ断行をしてほしいということでありまして。しかし、人件費の抑制を含めてあそこから段階的に引き上げるという答弁をいただきましたので、この山あげ会館、赤字施設の問題に関してはこの辺で切り上げます。

続きまして、遊休市有地であります、この問題に関してもすぐにどうこうするということができない。ただ、処分をしてもいいという考えには賛成できるのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（青木一夫君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） これは旧烏山町のみならず、旧南那須町についても市有地の遊休地というのがたくさんあるわけでございます。私は基本的にこれを利活用できる土地であれば、十分活用すべきだと思っておりますが、このような財政状況の大変厳しいときに、これからの施設、箱ものというのは大変難しいし、これはやるべきではないという基本的な考えを持って

おりますので、そういうことからすれば、基本的には遊休市有地については処分をしたい。これが本音でございます。

以上です。

○議長（青木一夫君） 22番樋山隆四郎君。

○22番（樋山隆四郎君） 非常にいい回答をいただきました。やはり必要のないもの、バブル時代を買って必要なくなって、利用が非常に難しいものに関しては多少原価を割っても処分すべきではないかと私もそういうふうな考えであります。

さて、2番の政治と向き合うときの政治信条、これは大谷市長にとってのこれからの市政運営のキーポイント、かなめとなるものであります。ですから、まずその政治信条の「天の時、地の利、人の和」というものについて、どういうふうな考えをお持ちかお尋ねいたします。

○議長（青木一夫君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 選挙中に掲げました政治信条、政治と向き合うときに孟子の言葉を引用させていただきました。つまり、「天の時は地の利に如かず。地の利は人の和に如かず」という言葉でございます。これはその中から「天の時、地の利、人の和」、それなりの政策を掲げさせていただいたわけでございます。すなわち、天の時というところは今何をやらなければならないかというようなことございまして、それがまさに今やらなければならないのは行財政改革の断行だと、このように打ち出したわけでございます。

しかし、それをやるというようなことは、やはり地の利、人の和、そういったものと大いに連携をしてやっていかなければならないといったことございまして、さらに地の利ということも大変このまちづくりでは大事でございますので、この地の利、まさにこの那須烏山市は地の利に恵まれた地域である。この言葉は時宜を得たすばらしい言葉だというようなことで、この地の利も引用させていただいたということでございます。

しかし、この如かずと言いますのは、さらに人の和が一番大事だ。まさに合併時は人の和、融和融合をさらに進めていかなければ、人材あるいは官民学、そういった人材を活用することによってこれからの行財政改革なり、地の利を生かしたまちづくりはなし遂げられるものだというようなことから、人の和が大事だろう。こういったところを掲げさせていただいたわけあります。

○議長（青木一夫君） 22番樋山隆四郎君。

○22番（樋山隆四郎君） 今、「天の時、地の利、人の和」という大谷市長の考えをいただきましたが、これはもう既に市長ご存じのとおり孟子の言葉であります。この孟子という人はどういう人なのか。この孟子という人は性善説を唱えた人であります。そして、孟母三遷、これは多くの方がご存じであります。もう一つは「断機の戒め」という言葉があるわけであり

ます。これはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（青木一夫君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 大変博学でございます。孟子の性善説、孔子の性悪説、そして孟母三遷、そこまでは私も大分勉強しておりますが、「断機の戒め」、承知しておりませんのでお教えいただきたい。

○議長（青木一夫君） 22番樋山隆四郎君。

○22番（樋山隆四郎君） 私はものを知っているということではありませんが、孟子というものをどういうことかと言いますと、私は政治信条にしたい。この「天の時、地の利、人の和」、これを政治にあたっていつも頭の中に置く。ことにあたってこれを置くということありますから、私は今「断機の戒め」と言ったのは教育者として、あるいは教育に携わった人であればある程度おわかりかと思えます。

なぜかと言いますと、孟子というものは孟母三遷は当然であります。大志を抱いて都市に学問をしに参ったわけであり。しかし、学問半ばで家に帰ってきた。孟子という人はお母さん一人であります。そのお母さんが機を織っていたわけであり。「なぜ帰ってきたんだ。学問は進んでおるのか」「いや、だめです。まあまあです」と言ったとたんに、そのお母さんはどういうことをしたか。今まで織っていた布を切り裂いた。「あんたは今まで学問の道を進んできたのに、そこでやめるということはこういうことなんだ」今まで織っていた機を切り裂くということをして、現場で見せたわけであり。そして、孟子は豁然と目を開いて、そしてもう一度学問の道に進んだ。そして大成をした。これが「断機の戒め」という解説であります。

そこで、私は申すのでありますが、先ほど性悪説を唱えたのは荀子であります。孔子ではありません。まずもって、この「天の時、地の利」、これは孟子の中の書物の公孫丑という篇に出てくるわけであり。これは7篇にわたっているわけであり。梁恵王、滕文公、万章、告子、尽心、こういういろいろな篇の中の1つであります。ただ、「天の時、地の利、人の和に如かず」と言った後が問題なのであります。ただ、これは城攻めのときに使った言葉であります。いかに谷が深くても、塀が高くても、これでこの城が落ちる。これはどういうことなのか。中にいる籠城した兵士が中でいさかいになって城を逃げていけば、この城は落ちるんだ。だから、そういうことのないようにするには人の和が大切だというたとえなのであります。

その後にはどういふことがあるかという、これには人民の逃亡を防ぐには国境の警備に頼るな。国を守るには地形の險阻に頼るな。天下を威服するには軍事に頼るな。そして、道にかなった人には味方が多い。道にかなった人というのはどういうことかと言いますと、市政であれば市民に味方する、市民のための市政をする。こういうことをした人が道に外れないんだ。道

に外れるということは一部の人のためになったんではだめなんだ。そういうふうなことではこれからの天下を維持することはできませんよ。この後半が大切なわけであります。

ですから、私はきのうからこの中で行政のスリム化ということが大分各議員から質問がありました。私もここに対して質問をいたしますが、この行政のスリム化ということによって私はきょうの後半に市長提案があるかもしれませんが、行政のスリム化、組織機構の改革という中で、この3万人余のこの市を運営するにあたって、市長がいて4部長がいれば何ら問題ない。これだけ優秀な人材がそろっているわけでありますから、3万人余ぐらいの市政運営は楽にこなせる。そのトップに優秀な大谷市長がいるわけでありますから、そこにほかの者をつけてみたり、助役をつけてみたり、収入役をつけてみたり。そうすると年間2,500万円の人件費が浮くわけであります。4年間で1億円であります。

きのうも言ったように2,500万円というと、合併特例債を使えば5億円の仕事ができるわけであります。たった2人の部署が必要か必要でないのか。私は助役の職務、収入役の職務というのは市長はどういうふうに考えているのかお尋ねします。

○議長（青木一夫君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） まず初めに性悪説、孔子は間違いでございました。荀子でございまずので、おわびをして訂正します。大変造詣の深い孟子説でございまして、確かに孟子の教え、孟母三遷、これは母の教え、教育を子供にするにはどういった地に住まなければならないか。それと関連があるというようなことから、表づらではございますけれども、「天の時、地の利、人の和」、このようなことでありましたが、その裏についてのこれからが大事だということでございますが、確かにお説ごもっともでございまずるので、真摯に拝聴させていただきますので、ご理解いただきたいと思いますが、その中でやはりこの人の和の中で住民の目線に立った公平公正な誠実な政治をとってまいりたいとお答えをさせていただきますと思います。

その中で、終わりに特別職等のことについて言及がございました。確かに行財政改革の中でこの説は何事だ。これは行財政に反するのではないか。こういったご質問だと思います。確かに今構造改革の中で、また地方公務員法の見直しの中で、こういった必置規制なるものが見直されたことも十分承知をいたしております。

しかし、なぜ今私は助役、収入役が必要かということをおっしゃっていただけるならば、確かに人口は3万2,000人であります。しかしながら、この合併をした那須烏山市は旧南那須町と旧烏山町が合併をいたしまして、10月1日から那須烏山市が誕生いたしました。まさにこれは歴史的な大転換期でございます。そのようなときに、私は今までのどうしても住民のエゴあるいは住民の不安、やはりそういったものも十分あります。そのようなことから、私は当面部長制をしかせていただきました。さらに、特別職等についてもオーソドックスではあるけれど

も、助役、収入役の配置も考えているわけでございます。これは合併時の移行期、このことにつきましてはご理解いただきたいのはソフトランディングをすべきだろう。これが私は人の和につながるのではないか。このようなことを思っております。

したがいまして、住民の不安あるいは移行期、この地域審議会なるものも実は設置をしなかったわけでありまして。これは地域エゴの醸成につながるというようなこともございまして、旧町の組織をする地域審議会は設置いたしませんでした。私はそのようなことから、特別職も両町の代表に出ていただく。そのようなことから、この住民の不安、安心、人の和、そしてソフトランディング、そういったことが私は職員のリーダーとしてできるものかな。このようなことから、移行期の1期以内に関してそのようなことをとらせていただきますことをご理解いただきたいと思っております。

○議長（青木一夫君） 22番樋山隆四郎君。

○22番（樋山隆四郎君） 私は助役、収入役の職務ということについてお尋ねをしたのでありますが、その辺をお願いします。

○議長（青木一夫君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 助役につきましての理解でございますが、これは市長の補佐役でございますし、職員のトップであると考えておりまして、行政全般にわたるあるいは人事管理全般にわたる総責任者と理解をいたしております。

収入役につきましては収入役部門ということでございますから、この財政上に関するお金の管理、そして有利な借りがえあるいはそういった有利な利子のある基金への積み立て、基金の管理、そのような財政全般にわたる管理、そういったことと理解をいたしております。

○議長（青木一夫君） 22番樋山隆四郎君。

○22番（樋山隆四郎君） 今、助役、収入役に関して合併の時期である。市民が不安を感じている。あるいは合併の移行期であるからソフトランディングをしなければいけない。これが人の和につながるという市長の考えであります。果たして住民は合併に不安を抱いているのでしょうか。ソフトランディング、ソフトランディングということを書いて、人の和を大切にするんだ。これが果たして人の和なのでしょう。先ほども言ったように、市民がどう考えるか。これが為政者としての一番大切なことでもあります。

先ほど言ったように、私は2人で年間2,500万円、この人件費、これは何もならないで消えていくわけでありまして。しかし、その2,500万円の仕事が果たして収入役、助役に2,500万円が1億円であったり2億円であったり、そういう仕事に結びつくのか。私はここで助役の仕事というものに関して地方制度調査会の中問答申では、これは副市長でよろしい。その副市長もどういうことか。補助機関でなくて権限を持った者にしなさい。それはどういう権

限かといいましたら、市長が大変であれば福祉に関するプロフェッショナルを副市長にして、福祉部門は権限も与えてその人にやってもらいなさい。こういう答申が出ているわけでありませう。

さすれば、各部長4部長はプロフェッショナルだらけです。総務部長は総務に関して市民福祉部長、経済環境部長、建設部長、そして教育長、この人たちが副市長に一番合っているわけでありませう。これだけの陣容のほかには何を望むのか。これでこの市の運営ができない。住民が不安に思っているというのであれば、どういうふうな不安なのか、そこをお尋ねいたします。

○議長（青木一夫君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 今の構造改革の中での国等でいろいろ論議をしている中で、副市長制、そして特別職のあり方がいろいろ改革の見直しをされていることも承知をいたしております。そのような中で、この合併の移行期というものはこれは最大公約数的な住民の意見を聞けば、私は不安に感じている方が多いのでありませう。そのようなことから、私はその移行期の、助役、収入役で言えば特別職でございますので、1期4年という任期がありますが、その以内において私は設置をする必要があるという論法でございます。

そのようなことから、私は地域エゴがないと言っても合併時はうそになります。どうしても旧町意識というのが立つわけでございますから、そういうような中からその地域のエゴ対策、そういったところをこの特別職にあらわしたい。このようなことから、順当に配置をさせていただいたということでありませうので、ご理解をいただきたい。

○議長（青木一夫君） 休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時15分

○議長（青木一夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番樋山隆四郎君。

○2番（樋山隆四郎君） 今、市長から助役、収入役を置くのは地域エゴを解消するためだというふうな答弁がありました。しかし、地域エゴというものはどうして収入役と助役を置くと解消するのでしょうか。この辺のご答弁を願います。

○議長（青木一夫君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 地域エゴ、言葉は余りいい言葉ではありませんけれども、愛着心を持つ余りに地域対抗的な意識が合併時というものはどうしても働くと思ひます。これは地域住民のみならず、実は職員間であるものと思ひしております。そのようなことがないように、議論を十分深めるように指示はいたしておりますけれども、やはりそういった解消は各分野、多くの

団体組織で出てくるものと思います。そういった中での調整をするなり、あるいはそういった地域をよく知っている特別職の代表者、そういったところは私は地域エゴの解消にはつながっていくのではないかと考えております。

○議長（青木一夫君） 質問者に申し上げます。ただいまの質問は通告書より逸脱をしておりますので、話題を変えてください。

○22番（樋山隆四郎君） 議長に申し上げます。一般質問というのはそこを逸脱しても、持論を述べる。この議場である唯一の立場、これは議員必携を見てください。逸脱をしているということであれば、どこがどういうふうに逸脱をしているのか。

○議長（青木一夫君） 申し上げます。先ほど一般質問にありました中に、後刻三役人事が出てくるという話がありました。三役人事、提案があります。その中でこの問題は質疑をしていただきたいと思っております。

○22番（樋山隆四郎君） これはスリム化という中で大切な問題であります。組織機構のスリム化という問題を抜きにして、この問題は語れないわけでありまして。先ほどから市長もしっかりと答弁をしている。それに対して議長が逸脱しているということはどういうことか。議場ですから。これは休憩時間ではありません。議事録に残るわけでありまして。はっきりしてください。さえぎるんですか、さえぎらないんですか。それとも許すんですか、許さないんですか。

○議長（青木一夫君） 休憩いたします。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時18分

○議長（青木一夫君） 再開いたします。ただいま議運の委員長と協議した結果、質疑を続行いたさせます。

22番樋山隆四郎君。

○22番（樋山隆四郎君） 私はなぜこの問題に固執するのか。市長との意見の違いが出てくるのか。これは地域エゴではない。さすれば、4部長は何のためにいるのか。4部長ではこれを解消できないのか。解消できるのであれば、あえてこの2つのポストを置く必要はないのではないのか。これが本当のスリム化ではないのか。スリム化という言葉はここに書いてありますが、組織機構では一つもスリム化がないわけでありまして。

こういうことでは、マニフェストあるいは行革の断行といったものが一つも実現をしない。こういうことでもいいのか。まして1万3,616名が大谷市長に託したわけでありまして。その人たちはあるいは3万1,500の市民は何を望んでいるのか。先ほど私が言った、天の時と

かこういうものの後半は民意を反映し、市民を味方につけなければだめだ。またそのために、こういう公約を出したわけであります。

断行、改革、そしてスリム化ということを行っているわけでありますから、これは私はだれに聞かなくても市長みずからの判断なんです。調査をしてとか、調べてからじゃないんです。これは市長の専権事項なのであります。ですから、この問題に関して市長が考えることと私が考えることは違うのは当然であります。しかし、天の時、地の利、人の和、人の和ばかりを考えているのではなくて、改革というのはむしろ断行ですから、ですからこれは反対を押し切ってもすっぱりとやる。こういうふうな私の解釈ではなるわけであります。

ですから、私はこの問題に関して市長の一つの決断で何とでもなる問題、ほかの機関に諮る必要も何もない。腹三寸、それで本当に断行するんだというのであるならば、これはできるわけでありますから、ぜひともその辺の腹のうちをあけていただきたい。

○議長（青木一夫君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） この行政改革の断行、やはりそういった意味は全く私は一寸の曇りもございません。行財政改革を断行してまいります。ただし、これはきのうもお話を申し上げているとおりでございますが、やはり一気に平成18年度中だけで実現できるものではないのであります。段階的にやっていく必要があるというふうに感じております。しかし、この「天の時、地の利、人の和」この3つが一緒になった行財政改革の断行というものは、段階的にある程度のあるべきところにするのに、私は8年から10年かかるころのうから言っております。

したがいまして、段階的に移行的にそういうようなことを私は考えておりますので、これは強くご理解いただきたいと思っております。ですから、最初の合併時の特別職の任期であります1期4年以内については、その移行期でございますから、ぜひそれをソフトランディングのためにご理解いただきたいと言っているわけでございます。

○議長（青木一夫君） 22番樋山隆四郎君。

○22番（樋山隆四郎君） きのうの職員給与の問題もありましたが、段階的にやるんだと。すべて段階的に段階的にと、こんな問題は私は自分の考え一つで助役も収入役も要らない。助役は4人の部長に任せる。それは第1副市長でいいです。第2副市長、第3副市長、第4副市長とこれで十分処理ができる。収入役は必要ない。収入役の職務に関してはむしろ6万5,000人を誇る真岡市はもう既に条例で廃止をしよう。

そしてもう一つは、地方制度調査会においてもこの問題は必要ない。10万人以上の市は地方自治法で設置を義務づけられておりますが、10万人以下は市長の判断でなくてもいいというふうになっているわけであります。収入役の職務は当該市町村の次のような会計事務を司る。

1、現金の出納及び保管を行うこと。2、小切手を振り出すこと。3、有価証券の出納及び保管を行う。4、物品の出納及び保管を行う。現金及び財産の記録管理を行う。支出、負担行為に関する確認を行うこと。決算を調整し、これを地方公共団体の長に提出する。これが収入役
の職務と規定をされているわけでありませぬ。

ですから、この職務は新しく組織機構の中でできた会計課長で十分賄える。なぜこんなものに収入役という役を置くのか。また、収入役がなぜ地域エゴの解消をしなければいけないんだ。職務の逸脱行為であります。こういうものをやるのであれば、会計課長で間に合う。なぜ収入役が地域エゴの解消をしたり、助役が地域エゴの解消をしなければならぬんだ。決して私はそういうふうには思いません。私のかたい決意でありますから、ぜひともご理解をいただきたいと言われても、私は市民を代表する1議員として、この問題に関して断固として反対をするわけでありませぬ。ですから、こういうことを述べているわけでありませぬ。

○議長（青木一夫君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 私もその趣旨の本質はよくわかります。理解もできます。先ほど言っておりますように、収入役そのものにつきましてはそのような金銭管理を中心とした型通りの仕事ということになっていると思えます。しかし、先ほど来申し上げておりますように、これからはいろいろと地域の行政区の再編であれ、消防団の再編であれ、あるいは商工会、あるいは観光協会もろもろの両町の合併、そして住民の融和融合、これも私は1つの策だと思えます。そういった合併が目白おしにありませぬ。そういった中で特別職はいわば地域の代表であります。したがって、三役というものは市の経営者でございますから、そういうようなことから地域エゴの解消につきましては、よくその地域を知っている、実情を知っている。即戦力、これはここで言うことではございませぬけれども、そういう方でございますので、そういうことを1期移行期の4年以内は選任したいということでございますので、くれぐれもご理解をいただきたい。したがって、未来永劫そういう考えは持っていないということでございますので、ここのところをよくご理解をいただきたいと思えます。

○議長（青木一夫君） 2番樋山隆四郎君。

○2番（樋山隆四郎君） それでは、ちょっと論点を変えますが、4人の部長ではその仕事が務まらない。能力がないというふうにお考えですか。

○議長（青木一夫君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） これは教育次長も入れますと部長級5人ということになります。これを申し上げましたように、いろいろ合併の協議のすり合わせの中で、円満、円滑な合併協議というようなことで分庁方式をとらせていただいたんです。今、はっきり言いますと、烏山庁舎が本庁舎という位置づけになっておりますが、名称からわかりますように権限フィフティ

一・フィフティーン、2分の1というようにご理解をいただきたいと思っております。そのようなことから、分庁方式をとって部長も2部長、2部長配置をさせていただきました。

私は部長の能力は課長から昇格したわけですから、高くなっておりますし、そのようなことから十分各部のこれからの振興策あるいは政策等については解消ができる実力のある5人だと私は認識をいたしております。それはあくまでも実務でございまして、政治とは別であります。行政の事務で、これは完璧に私の意に沿ってやっていただけるものと確信をいたしている部長ばかりでございます。それで私は期待をいたしておりますが、いずれにいたしましても、その上の特別職というようなことが合併時の移行期の、住民も含めた全体的な段階も含めたソフトランディングを考えるには、どうしてもその配置が必要であるというようなことでございますので、これもご理解いただきたい。

○議長（青木一夫君） 22番樋山隆四郎君。

○22番（樋山隆四郎君） 私は部長に助役とか収入役は政治力が必要だと。そうじゃなくてこの問題に関しては大谷市長が最高責任者で職務命令を持って各部に伝えるべきでしょう。そして、この問題を解決する。こういうのが筋じゃないですか。それを助役や収入役がやるんじゃないくて、地域エゴがあったら担当部の部長に所管事務としてそれは処理しろ。これが職務命令で市長の役割じゃないですか。

○議長（青木一夫君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 当然私とその主役になることは間違いがございません。これは助役、収入役を置いても部長を置いても当然でございます。今そのようなスタンスで考えておりますから、それを私はあえてさらに私の補佐役をつくりながら、さらにさらに細部にわたっても私は1人よりは2人、2人よりは3人、そのようなスタンスで啓発をしていったほうがより効果的であると考えます。

○議長（青木一夫君） 22番樋山隆四郎君。

○22番（樋山隆四郎君） 市民はどちらが必要なんだ。助役や収入役が必要なのか。もっとドライに言えば、年間2,500万円が人件費に消えていくものならば、合併特例債を使って5億円の仕事をしてもらったほうがいい。どちらの判断をするか。私は逆に市民に問うてみたい。その上で選任をしても遅くはない。市長の気持ちは十分にわかります。しかし、あの諸葛孔明が「泣いて馬謖を切る」。自分の腹心の部下をなぜ切らなければならないのか。これはこの戦に勝つためだ。

それならば新しい市の出発の時点にあって、あえて私は収入役と助役を切って、そして私の全責任で職員を指導し立派な市をつくる。こういうふうな考えに持っていくのが市長ではないでしょうか。それをあえて助役だとか収入役にこだわるということは、その理由は地域エゴで

ある。そんなものの解消のために置くのならないほうがいい。あえて馬謖を切るというその覚悟があるのかないか、これだけをお聞きします。

○議長（青木一夫君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） この合併時の移行期、1期4年間につきましては、助役、収入役配置でもってソフトランディングを図ってまいりますので、馬謖を切る考えはございません。

○議長（青木一夫君） 22番樋山隆四郎君。

○22番（樋山隆四郎君） 私はこれで大谷市長の心底が読めた。市民でなくて2人のポストを設置するのがこれからの大谷市長のスタンスであるというふうに考えてよろしいですね。

○議長（青木一夫君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 先ほど申し上げましたように、未来永劫そういった考えは持っておりません。ですから、樋山議員のおっしゃる行財政改革断行、これは十分了解してやるつもりでございますので、移行期4年間につきましては、合併時の新市になった那須烏山市新生の1期4年以内、これは大変重要な時期でございますから、これを慎重にかつ円満円滑に融合を図るための措置でありますので、これは未来永劫の措置でないということをまずお断りをいたしまして、私は設置配置については断行していきたいと考えております。

○議長（青木一夫君） 22番樋山隆四郎君。

○22番（樋山隆四郎君） これはこれから1日やっても尽きない議論でありますので、これで打ち切ります。

次に移りますが、きのうも出ましたように人事評価、リストラにあるいは財政の自主財源の比率アップというものにつながるわけですが、自主財源というのはこの質問通告書に書いてあるように、市税であるとか分担金及び負担金、諸収入、手数料、財産収入とかこういうものを比率を上げるということはアップするということです。市民に負担をかけるということですが、そういう認識でよろしいんですか。

○議長（青木一夫君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） この自主財源アップは負担を強いられる、これは基本的に私はそういう考えは持っておりません。これはこれから考えられる、例えば国民健康保険医療等の見直しは恐らく二、三年のうちにはやらなければならないかもしれませんが、基本的には住民の負担ということではなくて、攻めの行財政改革と言って位置づけております人口増対策なり、企業誘致、そういったところで課税客体をふやすというようなことから自主財源比率をアップしたいという考えでございます。

○議長（青木一夫君） 22番樋山隆四郎君。

○22番（樋山隆四郎君） 私はきのうも出ましたが、この自主財源比率アップというのは

いかに支出を抑えるか。ここに焦点が絞られてくるわけであります。ですから、支出を抑える、財源比率をアップするということは支出を抑える。その中でもきのうございましたが、職員給与の問題であります。一般職の平均給与は烏山と南那須で2万4,100円、月額で烏山のほうが多いわけであります。南那須は月額で32万5,500円、烏山は34万9,600円、同じ課で同じ仕事をしていてこの格差があるわけです。この格差を2年、3年になって人事評価をして、それから改良するということがきのうの答弁でありましたが、人事改良以前にこの格差をどうするんですか。同じ仕事をしていて、これは平均ですから、多い人はきのうあったように5万何がしかの人もいるかもしれません。同じ仕事をしていて、この格差があったら、これこそ士気にかかわりますよ。これを3年も2年もかけて段階的にと。段階的の話じゃないですよ。人事評価をやることというのは公正公平でしょう。公正公平、仕事をしている人がそれだけのものをもらう。労働の対価でしょう。同じことをやっていて、そして片方はスタート時から違う。給与表の改定でこれは済むわけですよ、条例として。

それともう一つは足して2で割る。これが普通でしょう、同じ仕事をしているんだから。それもスタート時点から格差があったものを評価をして格差を今度は解消する。まず来年の春からこの格差を解消しなければいけないんじゃないですか。責任者としてどうですか。

○議長（青木一夫君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） この人事評価と給与格差は別であります。これは今言われるように、この格差は早急に是正をしなければならぬでしょう。しかしながら、この格差はどうしても職員格差を平均的に見るわけにはいきません、2万4,100円。これは各階各層違います。あるいは学歴等の新採時の採用が違いますから、そういったところを比べて果たしてこの方は2万4,100円の開きがある。このようなことがはっきりと検証の上峻別できれば、そのようなことで是正をしていく。これが給料格差だと思います。しかしながら、この給料格差について正確に報告をもらっていませんけれども、どの程度の財源が伴うのかも全くわかりません。

したがって、そのような財政上のこともございますので、私は二、三年をかけなければこういった是正が公正にいかないのかなといった危惧を持っております。これは一日も早く、1年でも半年でも早くやればそれが一番いいと思っておりますが、できるだけこれは早急に取り組んでまいります。

人事評価は別でございますが、まずはその格差と並行した形で人事評価を入れてまいります。これからの勤務等のことによりまして人事評価もそのような通信簿といたしまして、昇給、昇格、あるいは期末勤勉、そういったところにも反映をしたいということでございますのでご理解いただきたい。

○議長（青木一夫君） 2番樋山隆四郎君。

○22番（樋山隆四郎君） 私が言っているのは公正公平、これは人事評価に関してその給料を上げていくというものと、今の給料は違うんだ、これは当然であります。しかし、同じ仕事をしていて2年も3年も給料が違う。こういう問題はもう公平公正以前の問題でしょう。だって合併して同じ仕事をしているんですよ、同じ課で。給料あるいはボーナスを含めると1カ月の給料分ぐらい違うんですよ。それで果たして我慢しろと言うんですか、市長として。それはできないんですか。

○議長（青木一夫君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） ですから、その辺のところはいいかげんにできないということです。一人一人がどのくらい差があって、どういう仕事をやっているかというのは、今ははっきりとわかりません。したがって、そういう精査をしなきゃならないんです。ですからこれは多少時間がかかるかもしれないけれども、半年でも1年でも早くやりたい。ですから、そのように指示をいたしておりますから、できた段階でそれは解消に持っていく。ただ、解消によって例えば1億円かかるのか。2億円かかるのかも全くわからないんです。ですから、私はそういった安全度を見れば、最初から1億円ぼんと歳出に充てるということはなかなか難しいと思うんですね。ですから、段階的なのというのは2年、3年はやはりかかるのかなというような暫定的なお答えを今申し上げているということでございますので、理解いただきたいと思います。

○議長（青木一夫君） 22番樋山隆四郎君。

○22番（樋山隆四郎君） これは人件費が高騰じゃないんですよ、足して2で割れば。そのかわり個人個人の力量に関して今給料を出しているんですか、個人個人に。そうじゃないでしょう。どういうふうにして査定をするんだといったならば、勤務評定でタイムカードがちゃんと押されているかどうかとか、入庁して何年なのか。そういう問題で給料が決定されているわけです。その人間の能力によって給料が決定されているわけじゃないでしょう。

だったら、この問題は人件費を逆に抑制されるわけですから、そのかわり今同じ仕事をして、それこそ違ったら大変だから、私はそこを言っているわけです。今の人が一一人全部査定をして給料を払っているんですか、今の職員。何号俸何等級って決まって、その給料表の改定で済むんじゃないですか。そうすれば毎日職場へ来たって片方は安くなったら、片方は少し高くなった。でもこれはしょうがないよなというふうになって仕事ができれば、そして2年、3年の間に人事評価をして、ここを改正していくという話なら私はわかりますが、その辺はどうですか。

○議長（青木一夫君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 今の那須烏山市の給与体制というのは、100%年功序列型なんですね。これはやはり改変すべきだというようなことから人事評価制度をやるべきだということ

から、私は旧南那須町で試行的にやってきた。こういった経緯であります。したがって、この給料格差、人事評価はこの今の論点からいうと別に考えていただきたいんですけども。そういたしますと、給料格差のことにつきましては年功序列でやってきましたから、これは各町でそれなりの昇給なりあるいは期末勤勉手当が給付されていたということになるわけです。それでも、本来は南那須町と烏山町は同じような人事院勧告でやってきましたから、差が出るのがおかしいなと思っております、その中でいろいろと長い10年、20年の間にはそういった勤務なり、あるいは出産とかいろいろ女性はありますから、そういったところで格差が出ているのかもしれない。そういうことだろうと思うんですね、私は、格差が出るとすれば、その是正をするというのは、単に上と下を足して2で割るというものではないというふうに思うんですね。

ですから、その辺のところは精査をしないと、これは2分の1で割るということは当然減る方もいらっしゃるんです。そういう方には私は配慮をしなければならない。上がる方は問題ないでしょうけれども、減る方についても配慮をするためには、やはり精査をしなければそれがむしろ公平公正じゃないかと私は思いますが、ひとつご理解いただきたい。

○議長（青木一夫君） 以上で、樋山隆四郎君の一般質問は終わりました。

休憩いたします。

休憩 午前11時45分

再開 午後 0時45分

○議長（青木一夫君） 休憩に引き続き会議を開きます。

通告書に基づき、35番平塚英教君の発言を許します。

35番平塚英教君。

〔35番 平塚英教君 登壇〕

○35番（平塚英教君） 本日2人目の一般質問でございます。通告順に従いまして発言をしてみたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず最初に、市長の政治姿勢についてお尋ねをするものであります。11月6日に施行されました那須烏山市長選挙、この広報には、きらりと光るふるさとづくりにあなたの力を貸してくださいというようなことが載っております。そういう中で幾つかの項目を挙げて公約を掲げております。その中に、自立を目指すまちづくりについてという項目が載っておりますが、この件に関しましては同僚議員が行財政改革及び自主財源の確保、職員の人員適正化、また民主導のまちづくりなど質問しておりますが、私は同じテーマであります。独自の観点から問題提起を図り、質問するものであります。

まず、行財政改革については、今、国のほうで押しつけております構造改革に沿いまして三位一体改革という流れの中で地方交付税や必要な補助金が大幅に削減され、また必要な財源移譲も伴わないということで、どこの市町村も大変な実情にあるという状況でございます。そういう中で、いわゆる行財政諮問会議というのが内閣の上にあります、この構造改革を指揮しているわけでありまして、その中心人物である日本経団連の会長ら財界主導で日本の公務員がすべて悪である、これを減らせというような総攻撃をかけているというのが実態であります。

したがって、この構造改革の流れに従う行政のスリム化は、職員を減らすだけではなく市民の行政サービスそのものが削られる。地域経済や社会、また福祉や教育、こういうものを荒廃させていくことにつながっていくということも私は明らかなと考えているわけでありまして。

しかしながら、その一方で、市民の皆さんの要求として、公務員が全体の奉仕者として限りある財源をむだなく有効に活用し、市民のために活躍してほしいと願っているのも実情であります。

したがって、行政評価につきましても、お役所の都合で評価するのではなく、あくまで市民の立場で有効かどうか。公正公平に評価すべきであります。また、職員の人事評価制度につきましても、勤務状況や勤勉性はもちろん、特別職や上司に都合のいいようなイエスマンをつくるような評価にならないことを望むものであります。そのためにも、職員組合から見ても納得できる人事評価システムが必要であり、政策立案能力や職場内外でのリーダーシップも高く評価すべきであります。この客観性がこのシステムの上に担保される内容になるのかどうか。このことについてご説明をいただきたいと思っております。

人は石垣、人は城と申します。職員そのものが自立を目指すまちづくりを実現しなければ、市民も本気になって自立を目指すまちづくりに参加をしていただけません。この意識改革をどのように進めるのか、改めて質問するものであります。

次に、農業及び特産品育成事業の推進について伺うものであります。大谷市長の公約の2つ目に、地の利を生かしたまちづくりが挙げられております。その中で農業及び農産品育成事業の推進を挙げておられます。しかし、県下平均と比較をいたしましても、管内の農業状況におきましては戸当たりの耕地面積は少なく、またほ場整備もおくれており小さく、畦畔面積が大きく、また作業効率が悪い。耕作放棄地がふえており、条件悪化のため流動化もままならない。その一方で、鳥獣被害がふえ、集落農業がなくなる地域が生まれるおそれがございます。

これに対して国は全農家対象の品目ごとの価格政策から、経営所得安定対策等大綱として担い手中心の農業だけしか支援しない。所得政策に切りかえようとしております。認定農家4ヘクタール以上、集落営農組織20ヘクタール以上だけを保護するというものであります。このような農政に頼ってしまいますと、ますます農業離れが進み、また農地の荒廃、集落の環境悪

化につながってしまうのではないかと心配をするものであります。

もちろん、担い手を育成することは必要であります。条件の悪い中山間地でも高齢者農業でも個々の農家の努力でかろうじて耕作地が耕され、農地の荒廃を防ぎ、集落環境を守っている役割は大いに評価すべきであり、できる限りの支援を行うべきではないでしょうか。その上、担い手農家を育成する対策を行うべきであります。

合併して新市が誕生したわけでありましたが、地域の垣根を取り払って新しいまちづくりをして、ぜひ農業及び特産品育成事業を推進するためにも旧南那須町の農業公社の活動エリアを旧烏山地区にも拡大すること。また、農作業集約効率化、流動化を図るためにもその実施主体となる営農集団への育成支援を積極的に図ること。中山間地の農業支援の具体策を進めること。このことについてのご回答をお願いしたいと思います。

次に、宇都宮大学と那須烏山市の相互友好協力協定についてお尋ねをいたします。宇都宮大学と那須烏山市は11月16日、文化、産業、環境、教育など幅広い分野で援助協力をする総合友好協力協定を締結したとのことであります。旧烏山町は商工会とともにベンチャープラザ烏山を立ち上げ、産学官連携による経営相談、技術相談、製品、特産品開発等の企業化支援事業を展開してまいりましたが、特にこの事業を宇都宮大学の客員教授のサテライト相談を受けて進めてきたものであります。さらに、総合協力できる分野を広げようということで、協力協定締結に進んだものと思われま。

この協定はとりあえず3年間ということではありますが、来年度は予算措置も図りながら協力協定の具体化を進めていくということではありますが、今後この協力協定をどのように進めるのか伺いたいと思います。これまで進めてきた産学官連携による企業化支援事業や特産品開発をさらに発展させ、新市のまちづくりに大学の知識、ノウハウを生かす取り組みをどのように具現化し、推進するのかをお尋ねするものであります。

次にアスベスト対策についてお尋ねをいたします。栃木県は11月16日、県や市町村の管理している施設においてアスベスト使用状況の調査結果を発表しております。県の調査によりますと、対象施設は1996年以前に完成された、また改修された679施設で、25施設がアスベストやアスベスト含有建築材の使用が確認されているとのことです。市町村管理は4,294施設で68施設でアスベストが使用されており、公営施設に入居されている住民の間では健康被害への不安が広がっております。

県の発表を受け、各市町村でも調査結果を公表し、除去対策を進めていると聞いております。本那須烏山市の公共施設のアスベストの調査の経緯や今後の具体的な安全対策をどのように進めるのか明らかにしていただきたいと思っております。

次に、やまびこの湯からすやまの温泉施設の再開についてお尋ねいたします。本年6月13

日にやまびこの湯からすやまの源泉ポンプが故障いたしまして6カ月が経過しております。いまだに明確な源泉ポンプ改修策が示されておられません。現時点では水道水を沸かしてやまびこの湯からすやまの営業を継続しているのが実態であります。温泉でないため利用料半額で徴収しておりますが、利用者は大幅に減少しているのが実態と聞いております。一日も早く温泉施設再開を図り、温泉利用者及び市民の期待に答えていただきたいと思っております。やまびこの湯からすやまの経営状況と温泉施設再開に向けた対策を改めて承りたいと思っております。

最後に、県施設統廃合に伴う対策についてお尋ねをするものであります。県立高校統廃合問題につきましては、2003年に県立高等学校再編基本計画が県当局から一方的に出され、地元烏山高等学校と烏山女子高等学校を2008年度から1学年ずつ3年計画で統合する内容になっております。両校の同窓会を中心に対策会議を開いて県教育委員会に問題点を訴えてまいりましたが、何ら計画は変更されず、統合計画は1学年40人5クラスという内容で進んでおります。校舎は現烏山高等学校を改築して統合する方針と聞いておりますが、この統合問題対策の進捗状況と市の側の対応、統合に向けた具体的な方向性を承りたいと思っております。

また、県青年の家、県少年自然の家の再編について検討している青少年教育施設あり方検討委員会は、10月7日、県教育委員会に中間報告で提出をしましたが、老朽化して問題などを理由に再編対象となっている現在の7施設を段階的に統廃合を進め、それにかわる新施設の設置を検討するというので、将来的には3カ所程度に集約される見通しとのことであります。

那須烏山市には烏山青年の家、南那須少年自然の家が現在ありますが、市はこの問題をどのように受けとめ、対策を検討されているのか伺いたいと思っております。特に、具体化が進んだ場合の跡地あるいは施設の再利用を含めてどのようにこれを考えているのか承って、第1回目の質問とさせていただきます。

○議長（青木一夫君） 市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいまは35番平塚英教議員から、市長の政治姿勢についてを初め合わせまして6項目にわたりましてご質問をいただいております。その順序に従いましてお答えを申し上げます。

市長の政治姿勢についてでございます。私の自立を目指すまちづくり、この件についてのお尋ねでございますが、未来に向けた活力のある那須烏山市を築くためにはまさに自立を目指した行財政改革の断行が必要なときであります。私は行政のスリム化、自主財源比率のアップ、税収の未納対策及び職員の意識改革、これらを挙げております。さらに、民主導によりますまちづくり委員会、仮称であります。各分野ごとの設置も考えておまして、住民の目線に立った市政運営を行いたいと考えております。

さらに具体的な施策を申し上げますならば、職員の適正化計画、補助金等の見直し、民間活力の積極的推進、指定管理者制度の導入、これらを図っていききたい。さらに、特別職等の給与削減等も視野に入れております。さらに、その未納対策といたしまして、収納対策本部の設置や嘱託徴収員の設置、そして収納促進、また悪質未納者に対する強制執行等も考えているわけでございます。人事評価制度、行政評価制度導入による職員の意識改革も図ってまいりたいと考えております。

攻めの行政といたしましては、企業誘致の促進、そのためには規制緩和、土地の円滑なあつせん、財政上の優遇策、これらを考えなければならないと考えております。さらに、教育、福祉、医療面の充実を図りながら、少子高齢化社会への対応及び受け皿づくりを具体的に実現化を図ってまいりたいと考えております。

さらに、今ご指摘のとおり、産学官連携によります独自のまちづくり、宇都宮大学協定書に基づく宇都宮大学の知恵もいただきながら、この辺のところは進めていきたいと考えております。

職員の意識改革でございますけれども、私は大変重要な行政改革の一環と考えておりまして、昨日も中山議員のご質問にお答えをしたとおりでございますが、人事評価制度、そして行政評価制度の導入によりまして、職員の自己研さんを促進をして仕事に意欲を持ち、資質向上に励む職員の醸成に心がけてまいりたいと考えております。

そのためには、やり得るべきその手法については、研修制度のみならずいろいろ多方面からそのようなことを考えていきたいと思っております。繰り返し申し上げますが、望まれる職員の理想像で言うならば、全体の公僕でございますので、喜んで公務に励んで進んで社会生活に貢献する理念の醸成を身につけさせたい。このような基本的な理念を持っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

農業及び特産品育成事業の推進につきましてお尋ねがございました。昨今の農業、農村、農家人口の減少、高齢化等によりまして集落機能の低下、そして地域全体の活力が低下をしつつございます。このような中で本市の農業振興対策でございますけれども、新たな農業基本指針を平成18年3月を目途に策定中ではございますけれども、基本的な事項といたしましては本市の基幹作物であります水稻、稲作ですね。米の需給均衡に配慮しながら経営安定を目指すための農業者の理解と協力のもとに、生産調整対策の推進を図っていかなければなりません。毎回この調査の中では問題になるところでございますけれども、また来年度はことしの5%ぐらいは面積エリアにしてふえそうでございます。このような生産調整、これは国策でやっている以上はやむを得ない。そのようにご理解いただきたいと思います。

また、農地の流動化対策についてでございますけれども、農家の高齢化、後継者不足に伴い

まして農地の流動化はますます顕著化することが予想されますし、市といたしましても合併に伴い既存の旧南那須町にございます南那須農業公社の早期再編を図りまして、地域営農集団等との連携をさらに強化をして、農地保有合理化を通しまして集落型農業の推進を実施をしてみたいと思っております。

中山間地域の農業支援策でございますが、さきに申し上げました集落型農業の推進といたしまして、集落型経営体支援事業を有効に活用しつつも、農業公社と連携を図りながら中山間地における営農形態を見きわめながら、地域の実情に沿った営農支援を行ってみたいと考えております。

今、具体的に農業公社の基幹業務であります、これは旧烏山町でも行っております航空散布事業、これは既に両町を対象に実施しておりますが、さらに防除体制を充実させ対応していく考えでございます。

農作業委託等につきましては、現在旧南那須管内のみの実施が現状の組織が手いっぱいの状況でございますので、公社再編の最重要事項と考えております。このような状況を踏まえながら、農業公社のあり方につきましては早急に農業生産法人、これらも視野に入れながら農家の期待にこたえられる足腰の強い農業公社の組織の再編に努めてみたいと思っておりますので、これもご理解を賜りたいと思っております。

さらに、農業振興対策といたしまして、食と農の理解促進事業といたしましてさまざまな事業を展開をしていきたいと思っております。子供たちの心を育てる体験学習といたしまして学校と連携をした農業体験、交流活動の実施、基幹作物であります米の消費拡大運動、都市交流拠点の施設、これは各都市の交流施設あるいは直売所を核といたしました交流事業、地場農産品の生産販売等農林水産特産品開発事業の推進、都市部への交流イベントへの参加、また中山間地の魅力を生かした都市農村交流の推進など、さまざまな事業展開を進めて地産地消の推進を基本としながらも、農村の活性化を図り農業の振興に努めてまいる所存でございます。

宇都宮大学と那須烏山市の相互友好協力協定についてのお尋ねがございました。過日宇都宮大学と相互友好協力協定につきまして既に新聞報道等でご案内のとおりでございます。旧烏山町におきまして設立をいたしました企業化支援センターベンチャープラザ烏山の立ち上げから現在に至るまで、宇都宮大学のご支援をいただきながら産学連携による産業の振興を図ってまいったことがきっかけとなりまして、11月16日に産官学連携のための県内初相互友好協力協定締結の運びとなりました。

協定の目的でございます。国立大学は法人となりました。宇都宮大学と那須烏山市の相互発展のために文化、産業、環境、教育、これらの分野で援助協力することでございますけれども、市民生活の向上に向けた仕組みづくりや産業の振興、生涯学習、観光交流などのさまざまな課

題につきまして、宇都宮大学における知的活動の成果を有効に活用してまいりたいと考えております。

中でも、新市活性化のためには定住人口の増加、産業誘致に関する施策の展開が不可欠でございます。教育、医療、環境と公共交通網の整備を進めていく上で、宇都宮大学の知恵をお借りをしたいと考えております。また、喫緊の課題といたしまして、基幹産業であります農業分野における付加価値の高い特産品の開発に取り組んでまいりたいと考えております。ご理解をいただきたいと思っております。

ベンチャープラザ烏山でございますが、施設の整備、運営にあたって旧烏山町が平成14年度から宇都宮大学の地域共同研究センターとの交流を図りながら、事業計画から運営に至るまで町、商工会、大学の相互連携によりまして、企業化に対する支援事業体制の構築に努めてまいられました。この施設の特徴は大学の専門家による指導、助言が受けられる大学サテライトの設置でございます。毎週水曜日に開催される相談コーナーにはいろいろな業態の方が利用されているわけでございます。詳細は割愛をさせていただきますが、さらにこの施設は那須烏山市におきます新産業創出の拠点施設といたしまして、内外から高く評価をされているわけでございます。

県内初の大学初ベンチャー企業の立ち上げに成功いたしまして、過日の新聞報道でご承知であるかと存じますが、入居企業であります南那須鶏卵が12月2日に中小企業新事業活動促進法に基づきます新連携事業といたしまして、経済産業省と農水省から認定をされました。まことにおめでたい限りでございます。この事業は県産業振興センター、宇都宮大学等の技術支援を受けまして、奄美大島のきび酢に烏骨鶏卵を溶かして健康飲料きび酢卵の商品を開発、製造、販売を、いわゆる異業種交流でございますが、異業種と連携をして取り組んだ事業でございます。事業認定を受けますと、連携企業を行う必要な商品開発にかかわる実験、試作、マーケティング、市場調査等にかかわる経費の3分の2が国からの補助金、上限3,000万円として交付されることになっております。

このようにベンチャープラザ烏山施設を成功に導いたのは大学サテライトの設置でございます。今後とも大学サテライトに対する事業運営に関して可能な範囲で財政支援を行ってまいりたいと考えております。特に学官友好協力協定をもとに、企業化を志す大学生をベンチャープラザに招致をいたしましてNPOあるいはまちおこし会社等に取り組む学生発ベンチャーが巣立つように支援をしてまいりたいと考えております。さまざまな分野での産学連携による事業化実現に向けての共同開発、研究、新商品、ビジネスマッチング等を促進するとともに、市としても最大限の支援をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

教育委員会関係もございます。教育、文化面といたしましても、公立学校、幼稚園教諭等の資質向上のための高度な研究における講師、指導等を考えているところでございます。さらにサタデースクールの拡大の中にも特別な授業の実施について、この連携協力が得られる協議を進めるということございまして、積極的な連携を図っていきたいと考えております。ご理解をいただきたいと思っております。

アスベスト対策についてお尋ねがございました。この建築物に吹きつけられましたアスベスト等につきましては、その劣化や損傷等により飛散する粉じんにより重大な健康被害を引き起こすことがアスベスト問題でございます。今般地方公共団体が所有する建設物の吹きつけアスベストの使用状況等について総務省から調査依頼がなされまして本市の所有する建築物について調査をしたところであります。調査の対象は吹きつけアスベスト、アスベスト含有吹きつけロックウールと呼ばれているものでございまして、確認方法は目視等によりアスベスト部分が露出している部分の有無で判断をするものであります。結果につきましては、7施設について使用の疑いのあることが判明をして、現在専門分析機関に含有の確認を依頼をしているところでございます。分析結果により、その吹きつけ材中に石綿が1%を超えて含有していることが確認された場合は、安全安心を最優先として迅速にアスベスト撤去工事等に取り組む所存でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

この調査の部分でございますけれども、学校関係、施設でございますけれども、設計図及び現場確認の結果アスベストの使用は確認されなかった状況でございます。しかし、中には類似素材が使用されている施設がありましたので、現在調査費を計上し、調査を進めているところであります。これが該当素材と確認をされれば飛散調査等を行い、飛散防止対策または改修等適切に対応していきたく思っております。

この調査施設の5カ所を申し上げます。野上小学校ランチルーム、興野小学校ランチルーム、興野小学校ランチルーム渡り廊下、烏山小学校共同調理場天井裏、5番目が烏山中学校共同調理場天井裏であります。このアスベスト問題につきましては、生涯学習課が管轄をする公民館、図書館、資料館等につきましては、設計図などを建設課に確認させたところ、農村環境改善センター多目的ホールの天井の鉄骨に含有ロックウール吹きつけ工法で建設されたことが図面から読み取れたために、今後早急に確認検査を行いまして利用者の安全対策を講じる所存であります。

スポーツ振興課扱いでも2カ所ございますが、この社会体育施設につきまして建設時の図面も建設課職員に調査を依頼した結果が届いておりますので、これを申し上げますと烏山社会体育施設の中で烏山体育館、烏山武道館、烏山運動公園体育館の3施設の図面での調査をした結果は、すべての施設においてアスベストは使用されておらず、問題はありませんでした。また、

烏山弓道場につきましては木造につき全く問題ありませんでした。南那須社会体育施設でございますが、荒川体育館については現在調査中であります。烏山体育館と同様に建設課職員に調査依頼済みでございます。よって、現在調査中でございますので、この調査をもって報告をさせていただきますと思いますので、ご理解を賜りたいと考えております。

大変申しわけございません。後先になりまして5番目がやまびこの湯からすやま温泉施設の再開についてでございます。今からお答えを申し上げます。やまびこの湯の温泉営業再開につきましては多くの方から再開の要望を賜りまして、人気のある施設であることは私も認識をいたしております。ただ、諸般の事情によりまして現在源泉ポンプを修繕することにつきましては憂慮しているのが現状でございます。しかし、この施設を廃止することは避けたいと考えておりますが、したがって現在の選択肢、先ほど樋山議員にもお答えを申し上げましたところなんです、選択肢の1つにはやはり新しい源泉を発掘することが考えられます。2つ目は、先ほど申し上げられませんでしたけれども、他の温泉施設から温泉を運ぶという手もございません。3つ目は薬湯の湯に変換をする。この温泉の形態はこの3つかなと考えております。当然先ほども申し上げましたとおり、民営化にもっていくということは原則でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

その中で、新源泉発掘、これが私も一番いいとは思いますが、多額の財源負担を伴いますことから、これらのどれを選択するかは議会の議員の皆さんと有識者と相談の上、判断をしてまいりたいということで、先ほどはおおむね今年度中にその判断の方針をどの方向にもっていくか、そういった方針を固める努力をするというお答えをしたわけでございます。ひとつこれもおご理解を賜りたいと思っております。

経営状況でございますが、平成15年度から町が直営となりまして平成15年度の売り上げ5,393万2,676円でございます、経費が5,253万4,174円で139万8,501円、このときは利益が出たわけでございます。すばらしい利益が出ております。平成16年度は売り上げは5,627万108円、経費が5,561万887円でありますから、これまた65万9,221円の黒字になっていたわけでございます。利益率は10%から20%あったということでございまして、この平成15年度、平成16年度は、私が見る限りはすばらしい経営内容であるということが判断できます。

平成17年度には6月に源泉ポンプ故障に伴って10月末現在でどーんと566万947円の赤字転落をしたということは先ほど来のご報告のとおりでございます。温泉でないということで当然入湯税もいただいておりますから、半額の料金にしていることも赤字がかさんでいる一つの要因でもございますので、経営状況はおおむねおわかりだと思いますけれども、改めてご報告するとこのような状況でございます。そのことにつきましてはご報告させていただき

たいと思います。

県施設統廃合に伴う対策であります。まず、県立高校の統廃合の中で烏山高等学校、烏山女子高等学校の問題でございますが、この2校は平成20年度、2008年に男女共学校といたしまして1校に統合されることになっておりますが、近年の急激な少子高齢化の進展の中でこれは私もやむを得ないのかなと認識をいたしております。ただ、統合学校の名称、学級規模及び特色ある学校のあり方については、平成18年度に関係地域を対象といたしました統合準備委員会が設置されると聞いております。これらの団体との連携を図りながら地域の意向を十分組み入れてもらえるような努力を傾けてまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

さらに、青少年教育施設再編の動きであります。この生涯学習課の関連の施設になりますけれども、本市には烏山青年の家、南那須少年自然の家の2施設がございます。青少年教育施設につきましては、現在県教育委員会において青少年教育施設のあり方検討委員会が設置されまして、10月に中間報告が出されたわけであります。その内容でございますが、県の青少年施設については早い機会に県民ニーズに対応できる新たな施設を設置をし、将来的には栃木海浜自然の家、那須高原自然の家と新たな施設の3カ所に集約することが人的、経済的に有効である。現在の青年の家、青少年自然の家の7カ所については統廃合を行い、必要に応じて2ないし4カ所を有効に使用し、新たな施設の開設後はすべて廃止すること。また管理運営の効率化、民間の創意工夫導入のため、早急に指定管理者制度を導入されたいというような報告があったところであります。

この中間報告によりますと、当市の青少年教育施設につきましては廃止の方向で検討されております。当市の両施設とも地域にとって貴重な施設であるため、今後も有効活用を図られるよう関係機関には働きかけていきたいと存じております。さらに、跡地利用につきましても、地元住民のニーズを中心に県関係機関に伝えていきたいと存じておりますので、このこともご理解を賜りますようお願いを申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（青木一夫君） 教育長池澤 進君。

○教育長（池澤 進君） 宇都宮大学との相互友好協力協定についての教育文化面についてお尋ねをいただきましたが、先ほど市長答弁のとおりでございますのでご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（青木一夫君） 35番平塚英教君。

○35番（平塚英教君） 自立を目指すまちづくり問題ですけれども、やはりこれは合併の趣旨そのものが国の進める交付税削減、さまざまな地方に対する助成金が減らされている中で、

また景気も悪いために財源の確保ができない。また、ニーズが広がるためにいろいろな経費がかかるということで、財政難のために合併を余儀なくされたというふうに思うんですね。そういう中で、できる限り行財政改革を行って自立を目指すまちづくりを進めていくんだという考えだとは思いますが、やはりそれは1つは行政評価制度に基づいて必要なものと必要でないものを精査するんだということなんです。先ほど私が質問したのは役所の都合では必要ないというふうに思うかもしれませんが、市民のニーズでは必要だという問題があるんです。私は烏山町にいましたが、烏山町では必要ないということで行政カレンダーがなくされちゃうんです。ところが住民の皆さんから非常におしかりを受けて、役場の職員は広報の裏にあるようなカレンダーを役場のコピーで拡大してそこらに張って利用しているんですが、市民にはそういうことがなくて非常に困ったという事例がありました。それは一つの例ですけれども、行政の勝手な判断で行政評価をされては困る。あくまでも市民の目で市民の立場で行政評価をしていただきたいというのが1点であります。

もう一つは、職員の人事評価制度を導入するというごさいますが、これにつきましても先ほどの繰り返しになりますが、勤務状況や勤勉性を喚呼するのは当然であります。市長や特別職あるいは上司に都合のいいイエスマンだけを評価するようになっては困る。苦言を呈しても市民のために役所のためになるような政策能力や、役場内外でリーダーシップを発揮できるようなそういう人材を育成していただきたいというふうに思うんですけれども、その人事評価制度のシステムについては当然労働者の権利にかかわる問題でございまして、職場組合の皆さんから見ても納得できるシステムを構築していただきたいというふうに思うんですけれども、これについても一度ご回答をお願いしたいと思います。

○議長（青木一夫君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） お答えを申し上げます。行政評価につきましてのお尋ねがございましたけれども、具体的に行政カレンダーの件について事例を挙げてお話をいただきました。この合併協議の基本理念はもとよりご承知のことだと思いますけれども、自立ができるまちづくりと、もう一つは住民の目線に立った協働しながらのまちづくりという2項目を大きく合併協議会の基本理念に挙げさせていただきました。その基本理念に基づいた私の公約であるというふうにご理解をいただきたいと思っております。

したがって、このことについてはすべてこの市政につきましては市民本位の市政を進めてまいりますので、そのような観点からもちろん市民本位ということになれば、先ほどのご質問もありましたように、負担が低くてサービスが高いというようなこともあるんですが、その辺のところはやはり経済情勢なり、あるいは社会情勢をよく勘案しながら判断をしていきますが、いずれにいたしましてもそういった市民の目線での行政を進めてまいりますので、この辺

のところは私の大きな公約の一つでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

人事評価制度はもちろん旧南那須町で平成16年度1年間試行的にやらせていただきました。それが基本となりまして進めていきたいと思っておりますが、その中を見てみますと、なぜ人事評価をやるかという、やはりこれは職員一人一人の公正公平な評価につながるからであります。先ほど申し上げましたとおり、単に年功序列に頼っては大変危険でございます。そのようなことから、あらゆる観点、これは100点満点でございます。項目が25項目ございます。したがって、政策形成能力ばかりではございません。そのようなあらゆる観点から、しかも評価者も単に一人ではありません。自己評価から始まりまして上は町長までいくと3人ぐらいの評価をすることになっておりまして、そういった自己評価も含めると4段階の評価になっておりますから、仮にその点数がアンバランスがあっても、上の両方を取って2人の平均をとればおおむね公平な点数が出てきました。

そのようなことから、多面的に評価をさせていただきますので、さらにそういった公平公正は間違いなく担保できると考えております。もちろん組合等の同意も得ながら進めてきた経緯がありますので、その経過はそのような経過を踏まさせていただきますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（青木一夫君） 35番平塚英教君。

○35番（平塚英教君） 2町で合併しましたために、行財政改革問題の一つとして広域行政事務組合の関係があるんですね。これを今後どうするのかという問題であります。南那須管内が1市1町になりまして、大谷市長がこの事務組合の組合長になりました。その問題点として負担金の改善があるわけなんです。特に那須南病院の建設負担金は旧烏山町が全体の80%を負担し、他の3町が20%を負担するというで現在進んでいる。また、病院の運営負担金の問題につきましても烏山が60%、他の3町が40%というふうに考えますが、現在利用されている病院の実態を見ましても、これはちょっとかけ離れているのではないかと思います。1市1町になるための事務組合の規約改正のときにも、烏山町の議会でも大変問題になりましたが、その際、現在事務レベルではこの件に関して負担金の標準化に向けて検討がなされている。また、平成18年度からこれが大幅な改善が図れるように取り組んでいるというふうに聞いたつもりなんですけれども、今度1市1町になりました広域行政の負担金の問題、現在これはどのようになっているのか。どのように解決をする考えなのか承りたいと思っております。

○議長（青木一夫君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 広域の負担金のことにつきましては、私も以前から副組合長も仰せついていた経緯もありますので、十分その内容はわかっております。那須南病院の件ですが、

当時でも烏山町が病院の投資的経費については烏山町が8割、あとの3町が平等割と人口割で賄っておりまして、あと運営経費を何と6割烏山町でもっていただいた。旧南那須町にとっては大変ありがたいことでありましたので、そのことについては私は静観をさせていただいたという経緯がありますけれども、1市1町になった今は大変考え方が変わってまいりまして、やはりこのことはアンバランスだと基本的に思っておりますので、来年の平成18年度にできるかどうか、これを目指して今幹事会レベルでやっではいるんですが、確かにこれは那珂川町でもガードがかたいようございまして、なかなかかみ合わないという報告は受けております。したがって、私、今度は1市1町になりましたので、首長は2人でございまして、首長2人になりますとなかなか討論もやりにくいということもありますので、できるだけ幹事会レベルで詰めさせていただいて、あとは円滑に首長さんと握手ができるような体制をとっていきたいという基本的な考えを持っております。

したがって、今のところは膠着状態だというふうなことだにご理解いただきたいと思います。私はこれも公平な負担にすべきだと思っておりますので、私的な考えでございまして、前年あるいは2年前の患者数、入院者数によって算出をされたいかなのかな。実績配分が一番公平で公正な負担金のあり方かなと考えておりますが、平成18年度できるかどうかは大変微妙でございまして、ご理解いただきたいと思います。

○議長（青木一夫君） 35番平塚英教君。

○35番（平塚英教君） これは烏山町の議会でも大変もめまして、これは何が何でも、それこそさっきお話ではありませんが、断行してもらいたいというふうに思います。

さらに、病院の敷地また広域行政事務組合のセンターも旧烏山町の所有だったんですね。今は那須烏山市の所有というふうに思いますが、この土地の使用料も今まではそのままだったんですけれども、これについてはどのように考えるのか。使用料を適正に取る必要があるのではないかなというふうに思います。

また、広域行政では職員募集をしました。私としましては、これは先ほどの人事管理の問題ではありませんが、やはり人事交流を図って広域行政が、それは専門職、技術職という問題もあると思いますが、募集しておりますけれども、もし適正化計画を進めるならば、広域行政のスリム化だって進めなくてはならないと思うんですよね。そこに、役場の若い職員を配置して、いろいろな実務訓練をするということも一つ考えるべきではないかなというふうに思うんですけれども、その辺について広域行政の人事交流や広域行政の人員適正化計画をどのように考えているのか、お尋ねをするものであります。

○議長（青木一夫君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 広域の人事も含めまして、やはりこれは行政改革の大きな一環でござ

ございます。全般的に私はその改革をしていきたいという考えを基本的に持っております。今、病院のみならずごみ処理、し尿、そして斎場、教育委員会、そして保健関係の準看護学校、これらも運営しているわけでございます。したがって、1市1町になった現在、果たして今の組織あるいは今の運営方法が適当かどうかよく検証しなければなりません。私は改革の必要性を感じております。したがって、そういった大きな広域行政組合の改革を含めた中での民間委託あるいはこの人事組織のあり方、このようなこともあわせて考えていく必要性を感じております。

先ほどの賃料も当然これは負担金とあわせて応分にお互いが負担をすべきだと考えております。

○議長（青木一夫君） 35番平塚英教君。

○35番（平塚英教君） 先ほどの話の繰り返しになってしまうかもしれませんが、意識改革は住民全体で自立を目指すまちづくりをするんだというふうになって、市長のいろいろな検証するものに参加をする、協力をする。ボランティアで努力をする。こういうまちづくりが求められるわけでありまして、やはりそれを進めるためにも役場の職員があれだけ一生懸命働いているんじゃ、おれらも協力しないわけにいかないというふうに言わせないと、それはなかなか可能ではないのではないかというふうに思います。

したがって、職員の意識改革ということが一番大きな課題ではないかというふうに思うんですが、先ほどの論議ではありませんが、烏山の職員と南那須の職員の給与格差があるという中ではなかなかこの問題は意欲を持って取り組むということには隔たりを持ってもらっては困るので、その辺の是正をできる限り早くやるということを進めながら、また別建てで役場職員の自立を目指すまちづくりの意識改革を構築していただきたいと思います。

合併しないで頑張る福島県の矢祭町の町長は、行政改革を単に歳出カットを進めるだけでは行政改革とは呼ばないんだ。歳出の削減と歳入増を同時に図って、なおかつ行財政の効率化による住民サービスの維持向上を図ってこそ、三位一体でこの行政改革だと言えるんだというふうに言い切っております。

したがって、現在でも役場職員ができるものについては、庁内の清掃からさまざまな分野において職員がやり抜いていると聞いております。ぜひ研修とか知的なレベルでの意識改革ではなくて、実効性ある具体的に役場内外で先頭を切って地域の自立あるまちづくりを進めるリーダーとして、率先垂範でいろいろな事業に取り組むというような職員像が求められるのではないかというふうに思うんですけれども、この辺、職員でできるところは職員でやり抜く。

例えば烏山庁舎がありまして、烏山庁舎の役場の職員の駐車場がありますよね。あそこは役場の職員が直接草刈りなんかしているんでしょうかね。私が聞いた話では消防署の職員はあそ

こを借りているので草刈りしているんだけど、役場の職員が草刈りしているところは見たことないという話なんです。その辺ですね、やはりみずからの襟はみずからが正すということでやらないと、自立を目指すまちづくりというのはできないんじゃないかなというふうに思うんですけど、その辺、どういうふうにお考えなのか承りたいと思います。

○議長（青木一夫君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 今、議員のご指摘、そしてご意見は、まさにそのとおりだと思っております。早急にやれるかどうかは別にいたしましても、基本的な姿勢はそのようなことで取り組んでまいりたいと思っております。先ほど職員の理想像といたしまして、仕事は楽しくやれ。すなわち喜んで公務に励んで社会生活に貢献する。こういった醸成の理念と申し上げましたけれども、やはりこの職場内あるいはそれだけではございませんから、ボランティア精神を持った社会生活といったものに大きく貢献をする。こういったものが私は職員の理想像、これがいわゆる行政マンとしてのプロの意識だと思っておりますので、それに向けてその育成に努力をしていきたいと思っております。

もちろん職員ができることはできるというスタンスで考えております。もちろん率先垂範という言葉が出ましたけれども、堤防の草刈りあるいは道路の草刈りは既に私も旧南那須町では町長みずからが進んでやってきた経緯もございます。そのようなことから、そういった精神はまさにこれからのこういう時代、行政改革の世界の中ではまさに必要なことだと思っておりますので、その意を介しまして啓発、さらに推進をしてまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（青木一夫君） 35番平塚英教君。

○35番（平塚英教君） さらに地の利を生かしたまちづくりということなんですが、合併して旧烏山、旧南那須の垣根を越えた市民や行政あるいは経済活動の融合が何よりも求められる。そういう意味では、この農業公社活動は南那須発という形で烏山の地域まで農業散布なんかはもう既にやっていると、一部においては稲刈り活動も頼まれたというようなお話も公社に行って聞いてまいりました。これも南那須から積極的に烏山のエリアまで活動範囲を広げながら融合を図っていく。

もちろん一番大事なのは実施主体である営農集団を那須烏山市全体に構築をするということがひとつ望まれると思うんですが、今の農政は営農集団のハード関係についての補助がなかなか新しい支援事業に沿えば可能かもしれませんが、その辺が非常にいろいろな規制があって弱い面もあると思うんですが、そういう点は市のほうでもできる限り支援をして、そして営農集団の育成に取り組んでいただきたいというふうに思います。

その一方、逆に今度産学官連携の新事業開発のほうの事業につきましては、烏山が先手を切

ってやっているということでございます。これは今度烏山が起点として南那須のエリアでも大いに活躍をして、いろいろ包括的な発展に寄与するような形をつくってもらいたいというふうに思うんですけども、その辺、それぞれの有利な力を大いに融合して生かすということで新しいまちづくりを進めてはいかがかないというふうに思って、こういう提案をしたわけなんです。これについてのご回答をお願いしたいと思います。

○議長（青木一夫君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 今、両町の融和の中から農政問題、そして商工業問題、双方先進的にやっているところから大きく拡大をすべきだ。まさにそのようなことになると思います。そこで、農政問題でございますけれども、議員ご指摘のとおり、国が進めるこれからの稲作のあり方、もちろん米政策大綱も来年度からは大きく暫定期間がなくなりまして、今度は行政じゃなくて、ここで言うとJAが主体になって生産調整からすべてやりなさいという米政策大綱が来年度変わります。そういうこともありまして、農政は今大きな転換期であります。その中からやはりこれから目指すものは、当地にありましては営農集団型なんです。これから農政は営農集団型、特に米作がこの地方大変多いものですから、営農集団型、そして今南那須の南部土地改良区でやっておりますのは、さらに環境保全型が加わっている。そういうようなところで進めていく農政であろうと思っています。

したがって、そのような方策でこの那須烏山市も進みたいと考えております。ただ、その中で農業公社のあり方が大変これから核となると思っております。もちろん旧烏山町にもそれは拡大をしたいと思っておりますが、これがやはりほ場の問題等がありまして、なかなかその農業公社が直接請け負うということが難しい状況が当然ございます。そこで、私は趣味的な農業も捨てられないと思っています。これが中山間地農業の抱える問題ですね。平塚議員のお住みになっているところも私も何度か行かせていただきましたけれども、段々畑で非常に景勝地でございますけれども、大型機械は入れないのであります。ですから、そういった農業も趣味的に、そういう小さな農業も捨て切れない。これが荒地をふやさない。そして、都市部からそういう趣味的な農業を求める人の耕作地にすべきだという論を持っているんですが、そういう小規模農業ということも必要であります。そういうようなことから、農業公社を核としながらも、そういう個人あるいは中高年の雇用の場としても農作業にあたる仕組みをつくればと思っています。

また、新事業開発につきましては、宇都宮大学と連携を結びましたけれども、地域振興、産業振興、環境、健康、文化、生涯学習、観光振興と盛りだくさん進んでおりまして、これはもうどういった分野をとりましても連携協定ができる内容になっております。したがって、教育分野でもいろいろと今義務教育の先生については悩みが多いということでございます。し

たがって、子供を教えるハウツーは100%今の先生はわかっております。精神的なケアみたいな集中講義をなさるといいんじゃないかということも、この前当時の田原学長さんともお話をしておりますし、特産品も大いに具体的にしようじゃないか。すばらしい農学部も用意しているものですから。

以上です。

○議長（青木一夫君） 休憩いたします。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 2時00分

○議長（青木一夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

35番平塚英教君。

○35番（平塚英教君） 農業問題については国の方針が変わりまして担い手制ということですが、冒頭に質問しましたように、それ以前に市長のほうで言われましたように、高齢者ではありますが耕作地を小さな田畑でも守って頑張っている農家がいるわけですね。しかし、そういう方々の恩恵によって地域の景観とか自然災害がないようなダム池のような役割を果たしてもらっているということもありますし、高齢者自身のリハビリというか、元気に活躍できる意欲にもつながるといふことになります。

新潟県で大変な地震がありましたけれども、あのときに生活道路が山間地で寸断された問題がありましたが、それも地域の方々に回復したという例が幾つもありましたね。あれはお聞きしますと、すごい雪深いところですからそういう集落がしっかりしていて、自分たちで重機でも何でも動かして除雪をするという習慣があるんだそうですね。そういう力があるからこそ地震で道路が寸断されても、協力によってそれを復興できる。そういう力がやはり必要なんで、単にある担い手に集約するのではなくて、国がそういう農政を進める中でも市としては先ほど市長が言われましたような農家全体に着目した、そういう支援をお願いしたいというふうに思います。

さらに、農業が販売関係できちんともうかるような産業にならなければ担い手が育たないということも明らかではないかというふうに思うんです。そういう意味で、市独自の力で販売ルートを確認する運動も必要ではないかと思われまます。例えば中心市街地及び国県道の交差点付近に道の駅を創設するとか、あるいは首都圏農業の一翼を担うということで、都会のほうに農産物や特産品を売れるようなアンテナショップをつくって、都市部で消費地で販売をするようなルートを確認する。あるいは那須烏山市出身の方を通じて、もう既にやっていると思うんですが、ふるさと農産品の販売ルートを拡大していく。こういうことを総合的に考える必要があ

るのではないかなというふうに思われます。

また、この合併を記念いたしまして、市民全体で市長の言う全市花公園構想を具現化するためにも、那須烏山市でこれをみんなして合併を記念に遊休地やそれぞれの庭でもいいですが、一斉に植えて、そしてそれが市全体が花公園になるということで、例えば観光客が訪れてもあそこに行けばこういう花が群生しているよと言えるようなまちづくりにつながって、観光にも寄与するのではないか。ひいては、茂木町などでやっているようなオーナー制度、グリーンツーリズム、こういうものも生かしながら都市部から観光や農業そのものをしていただけるような交流事業が展開できればというふうに思うんですが、そういうものを総合して採算も合うような農業ベースもつくる必要があるのではないかと思うんですが、これについてのご回答をお願いしたいと思います。

○議長（青木一夫君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 平塚議員のご提言はまさに素晴らしいご提言だと思います。私が目指しますマニフェストどおりであります。大変私も同感の意を強くしたんですけれども、やはり農業はさっき趣味的な農業と言いましたけれども、経済的に金が落ちなければ続きません。ですから、私が考えるのは先ほど趣味的な農業と言いましたけれども、年金プラスアルファの農業を中高年にぜひ那須烏山市にもってきたいという考えでございますから、シルバー人材センターの活用も、まさに私は農作業で1カ月に全市花公園の中でこれを農業公社が請け負うにしても、その労働力の対価として農業のあるいは花の好きな方に請け負っていただくことによって、禄が出るということでございますから、月に5万円から10万円、年間100万円ぐらいの可処分所得があれば、年金プラスアルファの部分で私は豊かな生活が保てるということを目指しております。そのようなことで経済効果がある。

それと道の駅構想も十分私も前向きに考えたいと思っております。これは川の駅と一緒にするような道の駅、はっきり言うとやなと同居するような道の駅はこのまちにはふさわしい。このようなことも考えておりまして、いろいろと有利な手だてを今考えたいと思っております。

農産物の直売所もこれは単に市内にとどまらず、今旧南那須町では防災協定も含めて豊島区との交流を始めまして、農産物の直売所は3年目になりました。これはかなり消費地は大きいですから、もうすぐに売れます。そのようなこともあるので、そのような都市と農村といったことも大いに活発化していく。そして、この特産品を大いに都会にまいて、その対価をいただく。こういうまちづくりかなと思っております。

したがって、しいて言えば那須烏山市は農業を中心とした農業農村の文化を継承しながら、拡大を拡充にしていくといったまちづくりだと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（青木一夫君） 35番平塚英教君。

○35番（平塚英教君） 次に、宇都宮大学と那須烏山市の相互友好協力協定でございますが、プラス面で考えれば非常にノウハウ、知識を生かすということは有効かなというふうに思うんですが、流れからいきますと、国立大学の法人化という流れの中で国からの助成が少なくなつたために、こういう実際の市町村やいろいろな企業等と結びついて実績を上げて研究費を捻出するというところもあるということです。したがって、その辺が単に那須烏山市のいろいろな計画やいろいろな調査あるいはいろいろな企画をする際に丸投げというか、そういうので単に宇都宮大学を使うということではなくて、市民も行政も宇都宮大学もお互いにリスクを分かちあって成功例をつくっていくということを考えていただきたいと思うんです。

小木須で交流館というのをつくったんですけれども、それをつくる前はソフト事業で小原沢、小木須、大木須、横枕の温泉を起点にするとか、国見を起点にするとか、わらび荘を起点にするとか言って1日遊べるコースはどうだのこうだのなんていうことをやったんですけれども、何か宇都宮大学の研究生のためにやらされたというような感が非常に強かったんです。そういうようなことになっては、せつかくの協力協定が生きませんので、やはりお互いに目的意識を持ってこれを成功するというのを、単に市のいろいろな企画のために宇都宮大学を利用するというような感じではなくて、お互いのためにお互いがリスクを持ってやっていくんだという緊張感を持ってやっていただきたいなというふうに思うんですか、ご回答をいただきたいと思います。

○議長（青木一夫君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 産学官連携協調のもとにということでございますので、原則は丸投げということは考えておりません。したがって、お互いに産官学の皆さんが連携協調に組んで、どういう手法があろうとも結果は町の活性化につながるということが大きな目的でありますから、その手法は多少違いはあれ、やはりそれをやるためには町の活性化につながるためには学だけでもだめであります。産官学、民官学も入れたそういった一つの協定のものまらづくり、このような基本的なスタンスを考えております。

○議長（青木一夫君） 35番平塚英教君。

○35番（平塚英教君） 次にアスベスト対策についてであります。消防庁は消防隊員に防じんマスクの着用の実施を求めていると聞いております。この広域消防署の隊員や市消防団の団員に対しても実施すべきだと私は考えますが、この辺はどうなっているのかご説明をいただきたい。

○議長（青木一夫君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 広域につきましては、そういったことで補正対応をさせていただきました。火事災害の直行便ということでございます。市の消防団のことについては今のところ

そういったことを検討しなければならないという段階でございますので、明確な判断はいたしておりません。

○議長（青木一夫君） 35番平塚英教君。

○35番（平塚英教君） ぜひ安全対策を進めていただきたいというふうに思います。

次に、やまびこの湯でございますが、ぜひ地元住民として境地区には公共施設がどんどんなくなってしまうと非常に困りますので、何としても民営化でも結構ですから公共施設を残していただきたいというふうに思います。

最後に、県施設統廃合に伴う問題についてご質問いたします。まず県立高校問題ですが、統合する高等学校の名称につきましては両校の同窓会の協議で100年の伝統を持つ烏山高等学校でいいのではないかと強くまとまっていると聞いております。両校の同窓会も地域住民もこの烏山高等学校でいいというふうに思っていると思いますので、ぜひ来年そういう組織ができてからというのではなくて、県の教育委員会は新しい学校をつくるんだから新しい名前をとという考え方が大分強いそうなんですよね。そういうことでは困りますので、やはり100年の伝統を引き継いでもらいたい、100周年はすぐやるんですけど、この烏山高等学校を残していただきたいというふうに思うんですが、これについて強く働きかけていただきたいと思います。

○議長（青木一夫君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 私のほうからお尋ねしますが、今、名称のことでしょうか。県立烏山高等学校の名称を残したいということですね。この協議会が今後できるということですが、同窓会の統合再編は私の母校も実は中高一貫ということで、やる前に同窓会の会員として何度も実は呼び出された経緯がございます。ですから、同窓会の会員の皆さん方の要望というものはかなり強いものがあると私は認識をいたしておりますので、同窓会といたしましても要望活動をぜひやっていただきたいと思います。町としても同窓会の皆さんの総意ということであれば、ぜひそのような意に沿って要望活動をやってまいります。よろしく申し上げます。

○議長（青木一夫君） 35番平塚英教君。

○35番（平塚英教君） この統合は烏山高等学校のほうに校舎を統一していくというような方向だそうであります。そうしますと、現在の烏山女子高等学校の敷地及び建物があくということになります。その上には、先ほどからお話が出ておりますように、烏山青年の家があります。南那須には少年自然の家がある。残念ながら今の県の方向では廃止の方向で検討されているというようなことで、大変危惧をするわけではありますが、烏山の青年の家につきましては駅から歩いていける青年の家ということで、県内では非常に特色があると私は思っているんです。そういう意味で、できれば2つのうちどっちもというのではなくて、どちらかは残るような方向を検討してもらえないかなというふうに思うんです。

どちらもだめだという場合には、それではきのうからお話が出ておりますように、県北体育館が大田原にあり、県南体育館が小山にあるわけですから、アリーナ付きの県東体育館を烏山女子高等学校付近に県のお金で建てるということであれば、文化事業もできますので、ぜひこの辺のあわせ技1本をお願いしたいというふうに思います。

○議長（青木一夫君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 高校再編については、さっき私教育長にもちょっと聞いてみたんですが、余り情報は入ってこないようであります。私が知る限りは当面2008年からは1年ごとに事業については烏山高等学校の校舎を男女共学で使うということですね。それで、その間当面はグラウンド、体育館については生徒たちが使えますよと聞いております。そのような活用でその後何年後どうなるかは認識しておりません。そのようなことをご理解いただきたい。

それと、少年自然の家と青年の家でございしますが、このことはもう少し諮問の回答を見ないとわかりませんが、住民の皆さんがどうしても残してほしいのなら要望活動をやってみます。しかし、県の行革の中で恐らくなかなか難しいのかなというふうには個人的には思っておりますが、ただその跡地利用も、県がだめだから市がやれというのなかなか大変な経費負担が伴いますので、その辺のあわせ1本技で県東体育館をとというお話もあるんですが、それが理想かもしれませんが、この県東体育館は実はさくら市が中心になって進めようということも動き始まったんですね。ですから、今度はさくら市と那須烏山市の綱引きになりますけれども、そういうこともございますので、広域的に県東体育館の要望はしてまいります。広域的な見地からしてまいります。いずれにいたしましても、現段階では県当局の情報なども収集しながら対応していくこととなりますので、とりあえずきょうのところはご理解いただきたいと思っております。

○議長（青木一夫君） 次に、通告書に基づき、30番高田悦男君の発言を許します。

30番高田悦男君。

〔30番 高田悦男君 登壇〕

○30番（高田悦男君） 発言の前に通告書の訂正をお願いいたします。質問相手ですが、町長を市長に訂正させていただきます。これは文書複写の弊害でございますので、他意はございません。

それでは、ただいま本定例議会一般質問のラストバッターとして那須烏山市議会初代議長の青木一夫議長から発言を許可されました30番高田悦男であります。まず冒頭に、11月6日の那須烏山市長選挙において、初当選の栄を飾られた大谷範雄市長に改めて祝意を表するとともに、3万2,000那須烏山市民の命と生活を守る行政最高責任者として、公平公正な市政を推進されんことを心から期待をする次第であります。

具体的な質問に入る前に若干の時間をいただき所感を述べたいと思います。ことしも残すところ2週間余りとなってまいりました。思いがけない事件、事故は後を絶ちません。広島、今市市、京都と続いた女子児童殺人事件、改めて被害者になられた児童の皆様のご冥福とご家族、関係者の皆様に心からお見舞いを申し上げます。

このような事件対策としまして、早速市においては職員による安全パトロールを実施中ではありますが、このたび栃木県はすべての小学校に学校安全ボランティア、スクールガードを整備するとともに、パトロール時のたすきやベストの作成についても検討中ということでもあります。現時点における進捗状況について教育長からお聞かせいただければ幸いです。なお、このボランティア参加の希望者の再募集についてはどのように考えているか、あわせてお尋ねをいたします。

さて、みずほ証券によるジェイコム株の誤発注問題、マンション、ホテル建設での強度偽装問題は、利益追求のみの行き過ぎた市場主義や企業倫理の欠落がもたらしたものでありますが、ブロードバンドの進展による情報のスピード化、グローバル化が一層拍車をかけていると思います。また、ゲーム機などの影響によるバーチャル社会化は、殺人などの凶悪犯罪を引き起こす引き金にもなると考えられております。コンピューター万能主義に陥らないことが肝要であると思います。

次に、12月22日、政府は12月8日の食品安全委員会の答申を受け、月齢20カ月未満の米国産等牛肉について輸入再開をする決定を行いました。しかし、政府が輸入再開の理由とした食品安全委員会の結論は、米国、カナダのリスク評価を科学的に評価することは困難であるとしております。米国の現状を踏まえた科学的知見に基づく判断ではないことは明らかであり、これをもとに下した判断は極めて問題があると考えます。

また、食品安全委員会が管理機関である政府に強く求めていました肉牛の月齢管理、飼料の規制の厳守等の実効性及び遵守の担保についても、政府は何ら実施をしていません。にもかかわらず、輸入再開を決定したことは極めて政治的な判断であり、国民の食の安全よりも米国の利益を優先させたことになり、断じて容認することはできないものであります。

特に給食や外食などで米国産牛肉が使用された場合、子供は選択肢がないためそのまま感染牛を口に入れる可能性も否定できません。よって、国民の食の安全を守るため月齢管理、飼料の規制の厳守等の実効性及び遵守が疑問視されている現段階での米国産牛肉の輸入再開については強く反対をするものであります。

それでは、これより通告済みの4点について質問を進めてまいりたいと思います。意を用いた市長の誠意ある答弁を期待するものであります。なお、答弁者にとっては想定内の質問にとどめたいと思います。

まず初めに、新市那須烏山の初代市長としまして、その政治姿勢と市政運営方針について去る11月29日の臨時議会での市長の所信表明をもとにお伺いしたいと思います。さきの市長選の結果から申し上げます。有効投票数の70%、市内における全有権者の53%にのぼる信任を得たわけでございます。昨年11月1日、南那須町、烏山町合併協議会会長に就任以来、失敗の許されない合併協議をリードし、この10月1日新市那須烏山市を誕生させた大谷市長に対する大きな期待を込めた市民の支持の結果であると考えます。この結果におごることなく、勇気と信念を持って公平、公正な市政のかじ取り役を務めていかれるよう願うものであります。

さて、選挙戦はスポーツに通じるものがございます。戦いが終わればスポーツマンシップに準じて互いの検討をたたえ合い、未来志向の考えを持ちつつ新市那須烏山市の建設に、ここにおられる議員の皆さんもともに取り組んでいこうではありませんか。

ところで、今回の市長選挙では、住民が主役のまちづくり、行政は住民が株主の株式会社と訴えておられましたが、私も同感でございます。すべてが行政でやるもの。税金で賄うという考えは過去の遺物として捨て去る必要があります。急速な少子高齢社会の進展は我が市において高齢化率25%を超えております。今、官から民へという流れを確かなものにし、未来へ負の遺産を引き継がないことが強く求められていると考えます。市長の基本姿勢についてお聞かせ願いたいと思います。

次に、選挙公約の実現を図るため、その裏づけとなる平成18年度予算の具体的な編成方針を伺いたいと思います。

続いて、特別職のあり方についてお聞きします。政府の地方制度調査会は12月9日、市町村の助役と収入役を廃止し、権限を強化した新たな副市町村長制を創設することや、教育委員会と農業委員会の設置を自治体の選択性にするなどを盛り込んだ答申を決定したようであります。首長が政策決定に専念する一方、補佐役であった副市町村長は政策執行の権限と責任を負う仕組みで、定数は条例で定めるとあります。

地方分権の推進のために規制撤廃や構造改革を提言したということで、これを受けて政府は来年の通常国会に地方自治法の改正案を提出する予定のようであります。我が市の庁舎機構において特別職のあり方について市長はどのように考えるかお尋ねをいたします。

2点目としまして、介護保険についてお尋ねをいたします。平成15年度における医療費の自己負担割合の増を皮切りに、配偶者特別控除の廃止、年金保険料及び雇用保険料のアップと続き、さらには所得税、住民税の定率減税の段階的廃止、3年後には消費税の引き上げも考えられる中、介護保険について見直しの時期がやってまいりました。

介護保険料の引き上げを除いた負担増は年収500万円のモデルケースにおいて、平成18年度は平成15年度に比べ9万3,300円に達するとされております。介護保険料の引き上

げはどの程度見込んでいるのかお尋ねをいたします。あわせて現在の要介護認定者数、最もニーズの高い特別養護老人施設への入所希望者数についてお聞きします。

現在介護が必要な高齢者の半数は要支援と要介護1が占め、毎年急激な増加傾向にあります。従来行ってきた保健事業の転倒予防教室や体力向上の講習会に余り参加されない、いわゆる引きこもりがちな虚弱老人が2年間でその約半数が重度化し、介護認定を受ける状態になると厚生労働省の調査では指摘をされております。総合的な介護予防システムは来年以降、市町村の実情に応じて段階的に導入されると聞きますが、現時点での取り組み状況をお尋ねいたします。

3点目は、ごみ収集と保健衛生センターにおける焼却残さの減量化について伺いたいと思います。まず、ごみ収集方法については、旧烏山地区、旧南那須地区に違いがあるように聞き及んでおりますが、その相違点についてお尋ねをいたします。

続いて、現在は可燃ごみとして焼却をしている新聞折り込みチラシを資源ごみで収集することにより、ダイオキシンや二酸化炭素排出の低減を図ることができ、さらに焼却残さの減量化にも結びつくものと考えます。新聞紙は資源ごみとして平成16年度は402トン収集されていますが、チラシはその4分の1に換算しますと約100トン、焼却後の灰の量は約年10トンになるだろうと推測をいたします。この灰の処分にはトン当たり3万1,500円を必要としております。

旧馬頭町では平成15年度から実施をしております。広域行政組合内の統一的取り組みの必要性、環境保全の観点からも、ぜひ平成18年度から我が市においても実施をするよう要望いたします。

4点目として、底知れない被害の拡大が憂慮されているアスベストについて伺いたいと思います。同様の質問が35番議員からもありましたので、答弁内容について同様の部分は答弁を求めないことにいたします。毒性が比較的弱い白石綿から毒性の強い青石綿を初め石綿を含む建材は平成16年10月からすべてにおいて製造禁止、吹きつけアスベストは昭和55年以降基本的に使われてないことになっておりますが、市有の建築物においてそれらの調査が行われたようですので、調査中も含めお聞きしたいと思います。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（青木一夫君） 市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいまは30番高田悦男議員から、市長の政治姿勢と市政運営方針について、介護保険について、ごみ及び焼却残さの減量化について及びアスベスト対策について4項目にわたりましてご質問をいただきました。その順序に従いましてお答えを申し上げます。

私の政治姿勢、市政運営方針でございますが、まず初めにまちづくりとはそこに住んでいる人たちが、みずからの判断とみずからの責任でみずからの地域を安全で安心して住むことができ、しかも子供たちが将来にわたりそこに住んでいたいと思うような、自立のできる魅力的な地域社会を民主的につくっていくことだと考えております。そのためには、先見の明を持ち、皆さんの声をよく聞きながら住民の目線に立った、そして情熱と意欲を持って市民の幸せづくりを進める公平公正な政治姿勢が肝要であります。

私は、旧南那須町、旧烏山町の歴史や伝統文化、よき習慣等を守り育てながら、この恵まれた山や川、かけがえのない自然は未来からの預かり物という気持ちで大切にし、子供たちからお年寄りまでの声をよく聞きながら、世界に誇れる那須烏山市を築いていこうと考えております。

この予算編成につきましては、那須烏山市といたしまして2町合併後の融和と協調に最大限配慮し、旧町の慣例にとらわれることなく創意工夫と費用対効果を十分意識した上で、財源の確実な確保による財政的自立と住民本位の視線に立った行財政改革を反映をした編成に努めることといたします。

また、今般の合併は、財政の危機的状況から脱却をして、将来に向けた行財政基盤の強化と行財政改革のさらなる推進が最大の目的でございます。効率的な事務事業の選択、執行、危機意識への自己啓発が必要不可欠でございます。那須烏山市の将来への布石となる予算編成であるとともに、建設計画との整合性と今後策定予定の総合計画並びに各種計画を視野に入れた熟度の高い予算編成を行うものでございます。

具体的な基本方針でございますが、危機的財政状況を十分理解をし、事務事業の優先順位を選択をしております。さらに、中長期的な視野に立ちまして財政再建と費用対効果を念頭に年間需要額を精査をしております。

3つ目には、那須烏山市として初めての本格的予算でありまして、後年度への基本となる予算編成であるために、事業内容、施行方法等を十分検討をしております。

4つ目は、合併協議における統一事項等については内容を十分に精査をしております。

5つ目は投資的経費は緊急なもののみとしてまいります。

6つ目は建設事業は建設計画、事業計画等に基づくものを対象としてまいります。

7つ目、補助金、交付金は効果、用途等を精査し、また各種団体の統合を促しながら効率的運営を指導してまいりたいと考えております。

庁舎機構における特別職のあり方についてお尋ねがありました。初めに合併協議会におきまして地域審議会に関する協議がなされ、結論は新市において設置をしないこととする調整方針でございました。この地域審議会とは合併時の融和融合までの移行期間は、旧町の主体的な

まちづくりを継承しながらソフトランディングの形で融合を図る配慮のための目的がござい
ます。つまり、合併時の混乱期の收拾期にはあるいは地域エゴの円滑な解消策など極めて課題難
題の大きいこの移行期は、旧町のまちづくりを尊重しながら円満に融合を図ることが最も大切
であります。

したがいまして、合併協議会での両庁舎に特別職を配置すべき、これらの意見もあり、私も
それらを総合的に勘案し熟慮した結果、移行期には当初の市の三役構成、市長、助役、収入役、
教育長体制の意思を固めたところでございます。なお、このことは特別職にありましては1期
4年以内の措置でありまして、その後にあつてはさらなる行財政改革の推進を考慮しなければ
ならないと考えております。

介護保険についてお尋ねがございました。まず介護保険についての税務課関連のお答えでご
ざいですが、住民税の中で定率減税縮減の件でございますが、現行15%を7.5%といたし
まして、限度額4万円を2万円としてまいります。対象者は1万2,244人、5,285万3,
000円ということになります。さらに65歳以上にかかる非課税措置の廃止でございますが、
これは125万円未満の個人住民税の非課税措置を段階的に廃止をいたします。

均等割が3分の1の1,000円課税、対象者が353人でございます。所得割は3分の2
を控除し3分の1の課税となってまいります。妻に対する均等割非課税廃止が2分の1から1,
500円増の3,000円という数ということになりまして、この対象者は3,031人、454
万6,500円、公的年金にかかわる控除額の引き下げが控除額140万円から120万円、
対象者597人、課税所得額が20万円の増となります。

老年者控除の廃止、65歳以上の老年者控除の廃止、そして対象者は851人、課税所得者
が48万円の増、所得税でございますが公的年金控除額引き下げ、所得割が20万円の増、老
年者控除廃止、所得割50万円の増、定率減税縮減、現行20%を10%として限度額25万
円を12万5,000円とする。このような税率の体制でございます。

平成18年度からの介護保険料の増額の見込みでございますが、3年ごとに見直しもありま
すことから、現在は平成18年度から20年度の第3期介護保険事業計画を高齢者保健福祉計
画とともに策定作業を進めているところでございます。今のところ試算中でございますけれど
も、現在の保険料の基準月額、旧烏山町は2,860円、旧南那須町2,975円から比較いた
しますとおおむね2割から3割程度上昇する見込みであります。

主な理由でございますが、高齢者の進展に伴いまして引き続き要介護認定者がふえ続けてい
ること。2つ目が近隣町に特別養護老人ホーム等の整備計画があること。3つ目はここ数年、
市内に在宅系サービスが急増いたしまして、利用者が今後もふえる見通しであることなどが挙
げられるわけでございます。国の三位一体改革によります税源移譲に伴う税制改正によりまし

て、保険料段階において影響を受けることも見込まれます。

現時点での要介護者数、特別養護老人ホームへの入所希望者数はどれくらいいるかとお尋ねでございます。現在の要介護認定者数はことし10月末現在時点で1,155名で、65歳以上の高齢者に対する認定率は14.2%であります。また、サービス利用者は現在把握している8月利用時点で申し上げますと、在宅介護サービス利用者数は659名、施設介護サービスは利用者数290名、これで要介護認定者数に対するサービス利用率は82.2%でございます。

次に老人特別養護老人ホームへの入所希望者の状況でございますが、調査によりますと市全体で200名程度の方が入所申し込みをされております。なお、入所申し込み先は市内及び隣接市町村等県内外の施設に申し込まれている方もいるものと存じております。

要介護予備軍、家庭引きこもりの対策でございますが、市独自の取り組みが必要であるが具体的にはどのようなものかというお尋ねでございます。高齢者の閉じこもり対策につきましては、現在各老人会から要請があり、実施をしている介護予防教室への転倒、骨折予防等の健康教室、これらへの参加の呼びかけ、そして市内特別養護老人ホームに併設をされております在宅介護支援センターとの共同によります独居高齢者等訪問への個別訪問による実態把握に基づくものであります。

旧町で実施をされ、今後とも継続予定の生き生きサロンや生きがいデイサービスの利用の呼びかけもこのような対策であろうと存じております。いずれにいたしましても、参加するしないは本人、家族の当事者ご自身が判断される部分でございますので、必ずしも参加を促したすべての方が理解の上に参加をしていただいているわけではございません。いずれにいたしましても、日々における地道な事業の推進を継続することが肝要かと存じますので、ご理解を賜りたいと思います。

ごみ及び焼却残さの減量化についてのお尋ねでございます。現在、那須烏山市におきましては5種15分類に細分化をして、燃えるごみを中心に収集業務を行っております。議員のご質問につきましては、1つ、ごみの収集回収がでございます。燃えるごみ、市内のほとんどのところでは週2回行っておりますが、一部の地区では週3回の収集が行われております。2つ目には土曜日に収集が行われている地区があり、3つ目には紙パックの取り扱い、資源ごみとする方法と燃えるごみで処理する方法で収集が行われております。

このようなことから、本市といたしましては、平成18年4月から資源ごみとして収集することにし、市民の方々への協力依頼や関係機関への周知を今後行ってまいりたいと考えております。ご理解とご協力をお願い申し上げます。

続きまして新聞折り込みチラシについてでございます。南那須広域行政事務組合におけるご

みの分別収集につきましては、基本的に共通の方法により行われているところです。議員のご指摘のとおり新聞折り込みチラシにつきましては、従前から燃えるごみとして焼却処理をしていたところでございますが、広域圏の1町、馬頭町でございますが、先駆けて平成15年度から資源ごみとして収集が行われております。このようなことから、資源の有効活用を図る観点から合併後経済環境部内で協議を進めてきたところでございますが、今後新聞折り込みチラシにつきましては平成18年4月から資源ゴミとして分別収集をし、ごみの減量化や循環型社会づくりの一環として推進してまいりたいと考えております。ご理解をいただきましてご協力賜りますようお願いを申し上げます。

アスベスト対策でございます。平塚議員への答弁と重複いたしますが、アスベストを起因とする健康への影響につきましては重大な関心を抱いております。さきの調査で使用の疑われた7施設につきましては、専門分析機関の調査結果で1%を超える石綿の含有が確認された場合は、迅速にアスベスト撤去等飛散防止対策に取り組む所存でありますので、ご理解を賜りたいと思っております。詳細につきましては平塚議員と同様でございますので、割愛をさせていただきます。

以上、答弁を終わります。

○議長（青木一夫君） 休憩いたします。

休憩 午後 2時50分

再開 午後 3時00分

○議長（青木一夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育長池澤 進君。

○教育長（池澤 進君） 高田議員のご質問にお答え申し上げます。広島、栃木、そして京都宇治と3件の小学生女子児童の殺傷事件がございまして、全国民を涙にくれさせたことは私どもも痛恨のきわみと感じているところでございます。そして、高田議員のご質問、現在本市ではどのような取り組みをしているかということとあわせて進捗状況について問われました。

12月2日に殺傷事件が起りまして、12月4日に臨時校長会を開かせていただきました。12月5日、県の教育委員会が開かれまして私どもに指示をされました。12月6日に改めて市の臨時校長会を開きまして、各小中学校の校長に児童生徒の安全確認、いわゆる登下校の通学路について再確認をするとともに、一人になる箇所から家庭まで何メートルあって、だれちゃんがということをしちっと通学路マップに落としてくれ。なお、一人になる児童については対応をどうされるのか。一人の場合にはどういう手だてを学校としてしなければならないのかということをしちっと整理をして提出してくれということをお願いいたしました。

非常にスピーディーな対応で学校からは12日までに全学校落として地図に載せて、一人一人の名前と距離と対応のすべを表示して私のところに届けていただいております。それに基づいて私どもは各学校、そして学校を支えてくださる関係諸団体21団体にご協力のご依頼を申し上げました。そして、なおかつ学校からは、学校安全ボランティアの募集をさせていただきました。地域の方々、保護者、非常に関心が高うございまして、非常に温かなご支援をいただきました。

小学校9校、中学校5校、計14校で12日の朝までに449人の方のご希望がございまして、早速この方たちのご要望どおり腕章とたすきを注文いたしました。現在届くのを待っているところでございます。なお、再募集についてのご質問がございましたが、学校ではそれぞれ再募集を受け付けておりますので、このところ改めて指示をしたいと思っております。地域の方々大変ありがたく思うところでございます。また、議員の皆さん方にご心配かけておりますが、どうぞご理解を賜るようお願いできればと思います。

以上でございます。

○議長（青木一夫君） 30番高田悦男君。

○30番（高田悦男君） それでは質問の充実策として再質問をいたします。まず1番の政治姿勢と市政運営方針について再質問いたします。去る11月29日の臨時議会において市長の所信表明の中で、孟子の語録を引用しました「天の時」の中に、改革という言葉が6回出てきております。広辞苑によりますと、改革とは目的が国家の基礎に動揺を及ぼさず、方法も暴力的でない変革とあります。革命は血を流します。改革は汗と涙を伴わなければその目的は達せない。このように私は理解するところでございます。市長はどう認識されているかこの点についてお伺いいたします。

○議長（青木一夫君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） お答えを申し上げます。改革のもう一つの意味に辞書を調べますと、改め変えること、改まり変わることとあります。私はそのようなことに加えて、具体的に今の政策の中を言うならば、社会環境、経済環境のことは時代がいろいろと背景が変わりますから、その変化に応じた制度を改変することだと思っております。ただ、この改変は改悪でなくて改良が前提でございます。その経過において議員ご指摘のとおり、汗と涙を流すこともあり得ると理解をいたしております。

○議長（青木一夫君） 30番高田悦男君。

○30番（高田悦男君） ただいまの答弁は了とします。

次に、今回の選挙では圧倒的に多くの信任票をいただいたわけですが、そのためには特定の政党に偏ることなく、特にその支部長などは引き受けずに市民党の立場を通すことが大谷市長に

としては最もふさわしいと考えます。市長の考えをお尋ねいたします。

○議長（青木一夫君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 今回の選挙戦につきましては、私は無所属市民党の立場で立候補させていただきました。その観点から、皆様方各会、各層からご支持をいただいてこのようなことを考えております。この支部長等は引き受けるつもりはございません。

○議長（青木一夫君） 30番高田悦男君。

○30番（高田悦男君） ほっとしました。拍手を送りたいと思います。

それでは次に平成18年度の予算編成方針については了といたします。

さて、3番の特別職のあり方についてでございます。選挙戦の前後において助役の2人制がうわさをされていたようであります。市長にその考えは持ち合わせてはいないと思いますが、その点について思うところがあればお聞かせを願いたいと思います。

○議長（青木一夫君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） そのようなうわさが流れたことも承知をいたしておりますが、私は合併協議会の中で南那須庁舎にも特別職を置くべきだというような意見を踏まえまして、真剣にその特別職のあり方について私なりに検討をしてみました。したがって、先ほど来申し上げているのがその結果でございますが、私は助役2人制についての考えは持ち合わせておりません。

○議長（青木一夫君） 30番高田悦男君。

○30番（高田悦男君） 午前中22番の質問にもあったところでございますが、今後諸事情が変わりまして副市長制度が導入されるかもしれません。その点について短期的ではないにしても、中長期的にはどのように考えるか再度市長にお尋ねいたします。

○議長（青木一夫君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 昨今の地方財政調査会の答申にもありますように、これからも特別職の見直しが検討されております。これは大きくはいわゆる構造改革の中での大きな流れになってきております。したがって、私はこの今の体制を未来永劫続けるつもりは毛頭ございません。当面の間、合併期に限って助役、収入役という制度を取り入れたわけでございますので、ご理解いただきたいと思いますが、この副市長制はさらにこれから検討する価値のあることであると考えております。

○議長（青木一夫君） 30番高田悦男君。

○30番（高田悦男君） その点については時代のニーズに合わせて市長の考えを貫いていただきたいと思います。先ほども触れましたように勇気と信念を持ってやってください。

それでは大きな2番介護保険についてお尋ねをいたします。現在介護保険料としましては旧

2町間に115円の差があるようですが、この差は次の平成18年4月からはなくなると考えてよろしいのでしょうか。

○議長（青木一夫君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） そのとおりでございます。

○議長（青木一夫君） 30番高田悦男君。

○30番（高田悦男君） 保険料の見直しでは約二、三割上がると答弁がございました。二、三割というと約600円程度の値上げかと思うんですが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（青木一夫君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） そのとおりでございます。

○議長（青木一夫君） 30番高田悦男君。

○30番（高田悦男君） 大変忙しい質問になっております。認定者数は了とします。

近隣町に特別養護老人ホームの計画があると先ほど答弁がありました。これは小川町に計画されているものと考えてよろしいのでしょうか。

○議長（青木一夫君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） そのようにご理解をいただいてよろしいと思います。

○議長（青木一夫君） 30番高田悦男君。

○30番（高田悦男君） 家庭引きこもり対策についてお尋ねをいたします。新予防給付のサービス利用計画は、市町村が担う地域包括支援センターがつくるようであります。外出意欲の少ない虚弱老人が参加意欲を持てるメニューを展開できるかどうか介護予防の大きなかぎになるのではないかと見られております。

この地域包括支援センターの役割について計画案があればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（青木一夫君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 地域包括支援センターの概要について申し上げたいと思いますが、この介護予防システムは、介護予防に対する取り組みを高齢者の方ご自身が日ごろから自主的かつ継続的に実施をしていただくことによりまして、引き続き住みなれた地域でいつまでも健康で暮らせるように、新年度から各市町村において取り組んでまいりたいと思います。本市においてもそのような取り組みを考えております。その中核的役割を果たすのが市町村において設置される地域包括支援センターということになります。

地域支援事業を展開しますが、その中に介護予防事業における対象となる方を把握するために、市の医療、保健、福祉、この関係機関が連携をして、いわゆる包括をして集団健康診査とあわせた生活機能のチェックの実施やら、保健師等による個別訪問の活動、そして民生、福祉関係機関からの情報提供、本人、家族、地域の方々からの情報提供などによりまして、要支

援、要介護状態になる可能性の高い虚弱高齢者の方々などの実態をまず把握をいたします。

次は事業の対象となった方々のそれぞれの健康状態にあわせて、介護予防のためのケアプランを本人と相談した上で決定します。この内容ですが、まず運動機能の向上、栄養の改善、口腔ケアによる機能向上、閉じこもり予防支援、認知症予防支援などを目指しております。これらの実施にあたりましては、対象となります高齢者の方々の自主的な参加による通所方式で集団的な方法で行うことを基本といたしますけれども、閉じこもり高齢者の方々に対しましては個別訪問で対応する必要もあると考えております。最終的には、これらの事業実施後地域包括支援センターと対象者本人による評価制度などを取り入れることによりまして、介護予防を生かせるものと考えております。いずれにいたしましても、国、県の動向がまだ不透明な部分もございますが、基本的には将来の取り組みの再点検、再構築という形で対応していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（青木一夫君） 30番高田悦男君。

○30番（高田悦男君） この地域包括支援センターにおいてメニューを作成するようございますが、そのメニューをこなす事業者はどのような団体を考えているか。また、事業者を考えているのかわかる範囲でお答えいただければと思います。

○議長（青木一夫君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） これは基本的には市が本体となって対応してまいります。

○議長（青木一夫君） 30番高田悦男君。

○30番（高田悦男君） 私は一つ提案したいんですが、この事業者にはいわゆる柔道整復士、接骨院ですね。これらにはその機能がかなり備わっていると思います。ましてやいつもお年寄りで賑わっているところですから、ふだん通いなれている施設での筋力増強あるいは現状の回復、機能の向上、これらを目指すのにはふさわしいのではないかと思います。市長はどう考えるかお聞きしたいと思います。

○議長（青木一夫君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 来年度から新たな包括支援センターということで、いわば市も手さぐり状況で今進めている状況でございます。この辺のところ、介護保険制度の範疇の中でございますので、そういったところの対応も私は大変合理的でいい考えだと思います。そのようなことも意見を踏まえさせていただきまして、県ともよく相談をし、市の対応を決めていきたいと思っておりますので、ひとつご理解いただきたいと思っております。

○議長（青木一夫君） 30番高田悦男君。

○30番（高田悦男君） 継続した取り組みにしていきたいと思っております。

それでは3番のごみ焼却残さの減量化について再質問をいたします。少し想定外の部分もあ

るかと思存じます。さて、新市におきましてごみ収集の地区割、入札制、また委託業者とその委託費についておおよそで結構ですからお尋ねをいたします。

○議長（青木一夫君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） この地区割については現在旧南那須は3地区でございます。また旧烏山地区は1地区として地区割を行って、ごみの分別収集を今実施をいたしております。平成17年度に行いました指名競争入札につきましては、旧南那須は3業者、旧烏山につきましてもともに3業者で入札が執行されたわけでございます。その委託費でございますが、委託費につきましても旧南那須は3業者の合計が2,098万4,250円、旧烏山は3,600万円、このようになっております。

○議長（青木一夫君） 30番高田悦男君。

○30番（高田悦男君） きょうは聞くだけにとどめたいと思います。

続いて南那須地区広域行政事務組合長として、焼却残さの減量化に向け生ゴミの堆肥化、あるいは焼却残さを熔融化し骨材化にするこれらの取り組みの考えを持ち合わせているかどうかお尋ねをいたします。

○議長（青木一夫君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） これは大変重要で、かつこれからの環境行政の核となるものと考えておきまして、私は結論から申し上げますと、そのような考え方も持っております。まずはごみの分別をまず徹底をすることが第一であります。次は堆肥化によって幸いといいますか那須烏山市は大変酪農家が多いわけでございます。その堆肥と混ぜ合わせることによって生ごみを畑、田んぼに戻してやるということがまず一番最初にやらなければならないことかなと思っております。

それであっても、いくら分別をして堆肥化をしても、最後はやはり燃やさなければならないごみが出てまいります。そのことをどうするかということでございますが、今焼却残さは先ほども議員ご指摘のとおり1トン3万1,500円で福島県の小野町に搬出をしているわけでございます。その前はお存じのように福井県の近畿クリーンセンターが問題になっておりますけれども、そういったところに実は他県をお願いをしているわけでございます。これからの環境問題は自家処分でございます。仮にこれがお隣の旧馬頭町に産業廃棄物の最終処分場ができて、10年間しかもたないと言われております。有限なんです。今の小野町も有限であります。したがって、いつ断られるかわからないという状況下にあります。

さらに、今の搬出経費はどのくらいかと言いますと、年間5,000万円から6,000万円かかっているんですよ。ですから、10年間で5億円ぐらいいっちゃう。こういうことです。したがって、私は灰を出さない。これはやはり進めるべきかなと考えております。いずれ

にしても、その灰を出さない、骨材化するにしても、大変莫大な投資があるわけでございますので、このことがどうしてもお金次第ということになってしまうものですから、その辺のところでの那須烏山市と那珂川町の広域組合でこれから研究を進めていきたいと思いますが、基本的には堆肥化と骨材化というようなことで進めていくべきだろうという考えは持っております。

○議長（青木一夫君） 30番高田悦男君。

○30番（高田悦男君） 現在ごみの収集量は1日40トン、焼却残さが4.2トン出ていると、広域の昨年の統計では出ております。1年に1万2,000トンなんですね。これから市あるいは那珂川町とも連携をしながら、ごみの減量化、家庭からごみを出さない、少なくするという運動がまさに今必要であろうと思っております。答弁は求めないで結構です。

それでは最後のアスベストの対策についてでございます。先ほど白石綿も青石綿も使用はされていないという答弁でございました。ただ、類似素材が何施設かあるという答弁でございました。その中では、特に児童生徒の給食施設に関係あるものばかりでございます。一刻も早い対策、調査ではなく対策が必要であろうと思っております。その辺について市長の考えをお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（青木一夫君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 先ほど平塚議員にもお答えをいたしました。7カ所でございます。野上小学校のランチルーム、興野小学校ランチルーム、渡り廊下、共同調理場天井裏、中学校の共同調理場天井裏、それと環境改善センター、7カ所あるんですね。ご指摘のとおりなんですが、これは疑いがあるということで判明したわけではございません。今調査をかけておりますので、これが1%以上アスベストが含まれると確認されれば、すぐ対応させていただきます。3月補正優先ということになります。すぐ対応いたしますのでそれはお約束をさせていただきます。と思っております。

○議長（青木一夫君） 30番高田悦男君。

○30番（高田悦男君） それでは市長の言葉を信じまして、その取り組みの継続を強く求めたいと思っております。

以上、一般質問を終わりにいたします。

○議長（青木一夫君） 以上で、一般質問はすべて終了いたしました。

◎日程第2 請願書等審査結果の報告について

○議長（青木一夫君） 日程第2 請願書等審査結果の報告を議題といたします。

本件については、去る13日の本会議において所管の常任委員会に付託してありますので、常任委員会の審査の経過と結果について常任委員長の報告を求めます。

陳情第1号 農振地域の振興改善に関する陳情書、陳情第5号 市道5209号の改良・整備に関する陳情書、陳情第6号 市道5214号の改良と側溝整備に関する陳情書について、経済建設常任委員長の報告を求めます。

23番板橋邦夫君。

〔経済建設常任委員長 板橋邦夫君 登壇〕

○経済建設常任委員長（板橋邦夫君） それでは、審査の報告を申し上げます。

平成17年12月13日、経済建設常任委員会に付託された陳情第1号 農振地域の振興改善に関する陳情書、陳情第5号 市道5209号の改良・整備に関する陳情書、陳情第6号 市道5214号の改良と側溝整備に関する陳情書について、審査の結果をご報告申し上げます。

審査期日、平成17年12月14日水曜日午前9時。審査場所、那須烏山市市役所南那須庁舎議員控室。出席した委員、敬称略します。板橋邦夫、舩山栄一、佐藤昇市、平山 進、大橋洋一、野木 勝、大野 曄、斎藤文男、平塚英教、永山 茂、以上10名でございます。説明のための出席者、経済環境部長の佐藤和夫、建設部長の池尻昭一、建設部管理課長両方恒雄外関係職員でございます。

審査の経過及び結果でございますが、午前9時開会し、陳情書の内容を確認しまして、直ちに現地調査のため休憩をして、陳情第5号、陳情第6号については現地調査を陳情者上境上平自治会長大谷一利さん外5名の方の出席のもとに現地で説明を受け、現地調査を行いました。帰庁後直ちに再開し、慎重に審議した結果、市道5209号については道幅が狭く、生活道路として、また通学道路として利用されている道路であり、その必要性を認め全員賛成により採択妥当といたしました。

また、市道5214号については生活道路としての重要性、また県道那須黒羽茂木線に接続する側溝部分が高いため、排水流路としての機能がなく、雨水があふれ通行に支障を来しており、さらに付近の住民に迷惑をかけていることを確認し、改良整備を必要と認め、全員賛成により採択妥当といたしました。ただし、この路線は県道の側溝部分の改良が先決であるので、地元住民として積極的に県に要請することを条件といたしました。

次に、陳情第1号 農振地域の振興改善に関する陳情書については、現地調査後、陳情者向田台土地改良区理事長戸田秋雄氏の代理岡崎 稔氏と佐藤和夫経済環境部長より改良区のこれまでの事業の経過と現況、そして今後の見通しについて説明を受け真剣に協議した結果、栗林もほとんど原野化しており、収量もない反面、負担金等の未納が増大し事業の維持が極めて困難と判断し、今後は行政側と地権者双方で振興改善方策を検討していくことを考慮し、全員賛

成により採択妥当といたしました。

以上、当委員会に付託されました陳情第1号、第5号、第6号については、委員会の決定どおりご賛成くださいますようお願いいたしまして、審査の報告といたします。

○議長（青木一夫君） 次に、陳情第2号 ささら衣裳の新調に関する陳情書、陳情第3号、陳情第4号 児童扶養手当の減額に関する陳情について、文教福祉常任委員長の報告を求めます。

25番菊池俊夫君。

〔文教福祉常任委員長 菊池俊夫君 登壇〕

○文教福祉常任委員長（菊池俊夫君） 当該委員会の菊池でございます。今期先般の本会議におきまして文教福祉常任委員会が付託を受けました陳情第2号 ささら衣裳の新調に関する陳情書及び第3号、第4号 児童扶養手当の減額に関する陳情について、審査の経過と結果を報告いたします。

当委員会は、14日午前10時より第2委員会室において、委員全員及び陳情者、事務局職員、また関係部課長等の出席を求め審査をいたしました。

その結果について順序に従い報告します。陳情第1号 興野ささら保存会から提出の陳情書については採択であります。その理由について申し上げます。地域の伝統文化の伝承は地域の個性と文化振興のため大切なことでありますが、我が那須烏山市においては国指定、市指定合わせて7件について文化財保護条例に基づいて手厚く保護傳承しているところであります。

これらについての行政としての援助については、維持管理についての経常的経費の援助と臨時的な事業への助成になりますが、今回の興野ささらについては、後者の臨時的な事業への補助金等の援助となります。

陳情の骨子となるものについては、衣裳等が古くなり、傷みが激しいので新調したいとのこと。さらに合併による保存会名の名称の変更等が主なところでありまして、総費用は15万円ほどになるというものであります。

これら申請に対する取り扱いについては、地域無形文化財等への援助を図る国内の2つの財団法人に対して申請手続をいたし、その結果はおおむね明年3月の年度内に判明するとの見通しがありますので、それらの経過を見定めた上でその取り扱いと助成額とを定めることといたしました。なお、これらの扱いは前例ともなることから慎重に行うとともに、指定文化財への経常的援助については額のばらつきも見られることから、今後内容を見きわめながら補助額の均衡を図る必要があるとの意見のありましたことを申し添えます。

次に、陳情受理番号第3号、同4号についてであります。本件は合併直後の組織の関係で2つの団体から提出されておりますが、内容が同一となっておりますことから同時審査といた

しました。

審査の経過は前2号と同様であります。結論は採択であります。陳情の趣旨については、現在の社会情勢の中で年々離婚件数の増加が目立ち、特に母子家庭においては年少の子供の健全な養育の確保が困難な状況にあります。その中で児童扶養手当法の改正は母子家庭の生活不安、子供の健全育成が脅かされることになるというものであります。

したがって、一定期間以降の減額支給を意図する改正については、政令等により減額幅を少なく考慮されるよう求めているものであります。その意図するところを十分理解し採択としたものではありませんが、厳しい財政の中での各種福祉施設の見直しが課題とされている中、制度の安定持続を担保するため、節度を持った対応が必要ではないかとの意見も出ております。そのことを申し添えます。

以上、本委員会に付託された3案件については、全会一致をもって可決されるべきものとの結論に達しましたので、ここにご報告いたします。なお、この件については先刻文書をもって議長に報告いたしましたことを申し添えます。以上です。

○議長（青木一夫君） 以上で、各委員長の審査結果の報告が終わりました。これより委員長に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

次に討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

お諮りいたします。日程第2 請願書等審査結果の報告については、委員長の報告どおり決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 異議なしと認めます。

よって、日程第2 請願書等審査結果の報告については、委員長の報告どおり決定いたしました。

お諮りいたします。意見書案第1号 児童扶養手当の減額等に関する意見書について日程に追加し、議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号 児童扶養手当の減額等に関する意見書についてを日程に追加し、議題とすることに決定されました。

意見書を配付させます。

◎追加日程第1 意見書案第1号 児童扶養手当の減額等に関する意見書について

○議長（青木一夫君） 追加日程第1号 意見書案第1号 児童扶養手当の減額等に関する意見書についてを議題といたします。

書記に朗読いたさせます。

〔書記 朗読〕

意見書案第1号

児童扶養手当の減額等に関する意見書について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、関係行政庁に対し上記の意見書を提出するものとする。

平成17年12月16日

提出者	那須烏山市議会議員	菊池俊夫
	同	五味渕博
	同	高德正治
	同	佐藤雄次郎
	同	五味渕親勇
	同	水上正治

同	平塚金平
同	塩谷隆
同	斎藤雄樹
同	小池清三
同	小堀操
同	青木一夫

以上、朗読終わります。

○議長（青木一夫君） 提出者の趣旨説明を求めます。

文教福祉常任委員長菊池俊夫君。

〔文教福祉常任委員長 菊池俊夫君 登壇〕

○文教福祉常任委員長（菊池俊夫君） 児童扶養手当の減額等に関する意見書の提出について申し上げます。

このことにつきましては、ただいまお手元に配付したとおりであります。次の文案により議長名をもって内閣総理大臣初め関係各大臣に送付することといたしますので、ご了承賜りたいと存じます。

以下、文案は朗読をもって説明といたします。

児童扶養手当の減額等に関する意見書案。児童扶養手当は、母子家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図る上で重要な役割を果たしているが、改正により受給開始から5年または受給資格を得てから7年を経過したときには、原則として手当の一部を減額することとされ、その減額割合は手当の額の2分の1を超えない範囲で定めることとした。

しかしながら、子育てと生計の担い手という役割を一人で担わざるを得ない母子家庭は、生活環境の激変や子供の養育、家事負担、住宅問題、就業問題など多くの困難を抱えており、その自立のための支援施策の一層の充実が求められている。

よって、国においては、母子家庭の置かれている状況を踏まえ、児童扶養手当の減額及び減額割合の決定に際しては、支援施策の進展状況を勘案しつつ、慎重に検討されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。平成年月日。那須烏山市議会議長。

以上、朗読をもって説明とさせていただきます。

○議長（青木一夫君） 以上で、提出者の趣旨説明が終わりました。これより提出者に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 質疑がないようですので、議長において議事進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

お諮りいたします。意見書案第1号 児童扶養手当の減額等に関する意見書については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号 児童扶養手当の減額等に関する意見書の提出については、原案のとおり関係行政庁に提出することに決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午後 3時50分

再開 午後 4時00分

○議長（青木一夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ここで日程を変更し、追加議事日程第2号を日程に追加し、議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 異議なしと認めます。

よって、日程第1 追加議案第1号 助役の選任について同意を求めることについて、日程第2 追加議案第2号 収入役の選任について同意を求めることについてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議案を配付してください。

◎日程第1 追加議案第1号 那須烏山市助役の選任同意について

○議長（青木一夫君） 日程第1号 追加議案第1号 那須烏山市助役の選任同意についてを議題といたします。

書記に朗読いたさせます。

〔書記 朗読〕

追加議案第1号

那須烏山市助役の選任同意について

那須烏山市助役として、次の者の選任について地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により議会の同意を求める。

平成17年12月16日提出

那須烏山市長 大谷 範 雄

以上でございます。

○議長（青木一夫君） 市長の提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました追加議案第1号 那須烏山市助役の選任同意につきまして、提案理由の説明を申し上げます。合併による那須烏山市の設置にかかわり空席となっておりました助役に山口孝夫氏を選任をしたいので、地方自治法第162条の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

山口孝夫氏は旧南那須町の助役であり、昭和21年生まれ、満58歳、那須烏山市藤田1054番地にお住まいでございます。大蔵省関東財務局から昭和49年に南那須町役場に奉職をされて以来、今日までの32年余り行政事務の執行に尽力をされておりました、その能力と実行力をご承知のとおりでございます。これまでふるさと振興課長、農村整備課長、税務課長、総務課長の要職の任を務められ、平成14年4月から合併までは南那須町助役として活躍をされた方でございます。新生那須烏山市の建設には若さとやる気のあるエネルギッシュな人物を市行政のかなめである助役に置くことは大いなる効果をもたらすものと期待をするものでござ

います。

山口氏は行政全般にわたり幅広い経験と高い識見を有する適任者でありますので、那須烏山市助役に選任をいたしたく、ご審議をいただきましてご同意をくださるようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（青木一夫君） 以上で、市長の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

28番滝田志孝君。

○28番（滝田志孝君） ただいま上程中の人事案件であります。執行者が決めた人事案でありますので、これについては何ら問題はないし質問もありません。ただ1点、行財政改革の点より質問をいたします。まず、今回前南那須町また次の議案に出てきます前烏山町の助役2人が助役、収入役となるようではありますが、その中で現職員の中から2人を上げようという考えはなかったのかどうかをお伺いするものであります。

○議長（青木一夫君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） このことにつきましては、前助役は今申し上げましたとおり、58歳の若さ、いわばその職員の生え抜きでございます。旧南那須町ではトップに立った人材でございます。そのようなことから、合併協議会におきましても幹事長の職務代理として多くの難問を解消して、この合併に至った経緯もございます。そのようなことから、山口氏を選任をしたということでございます。前助役というようなことで、私は選任をさせていただきたいと考えております。

○議長（青木一夫君） 28番滝田志孝君。

○28番（滝田志孝君） そういう中ではこの職員の中から上げるという考えはなかったという理解でよろしいんですか。

○議長（青木一夫君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） そのとおりでございます。

○議長（青木一夫君） 28番滝田志孝君。

○28番（滝田志孝君） 先ほど来、きのう、きょうと行財政改革の中でいろいろな形の話が出ていますが、この一つとしまして、皆さん大谷市長に期待しているのは思い切った改革をやってくれるんじゃないか。大なたを振るってくれるんじゃないか。要は行財政改革の中で職員を減らしますよ。この2人が職員から上がれば2人の職員は減るわけでありまして。そういうことを考えたときには、大谷市長ならやってくれるんじゃないかという期待も相当あるようであります。

そういう中で、岐阜県の高山市役所は2月1日に合併をいたしました。近隣9町村を入れま

しての合併であります。それまでは577人の職員が1,250人、そして5年で400人の職員を削減しようということで、1年目に100人の目標を立てたわけであります。何ら手だてをしないわけにいかない。だからといって強制リストラはできない。そういうわけで勸奨をしましょうということで、きのうも話がありました一般職員50歳以上、大谷市長さんは55歳と言いましたが、高山では50歳以上を30歳まで下げてきたわけであります。そして、その職員一人一人に給料の明細の中に、あなたが今退職をすれば幾ら退職金が出るんですよ。それで割り増しが幾らなんですよというのをつけました。そういう中で、ご丁寧に一人一人の給料の明細の中にきちんとした退職願いを入れてあるわけであります。名前を変えてサインをして印をおせばそれで即退職。そこまでやったわけであります。

先ほどの話の中で4年、5年をかけてやっていくんだということも、それは慎重論でありますし、素晴らしいことかなと思うんですが、やはりどちらからいえばスピーディーに平等にそして有無を言わず、これは民間で大谷市長もおわかりであると思うんですが、そういうことを考えたときに、そういう形をとっていかないと難しいのかな。それも一つの考え方かなと思っております。そして、14日現在、高山市では80の方が退職願いを出したようであります。5年で400人ですから年間80人ですね、ところが100人の目標を立てて現在80人です。日々というのもおかしいんですが、今も徐々に退職者が出ているようであります。1年の目標はいくのかなという話であります。

その資料もありますので、後で総務部長にお届けしますが、どうぞそういうことも考えて行財政改革を思い切ってやっていただきたいと思っておりますので、それについても今回はその第一弾が助役、収入役かなと思っておりますので質問をさせてもらいました。ありがとうございました。

○議長（青木一夫君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） きょう、きょうと行財政改革についての議論を続けさせていただきまして、私は皆さん方の各議員の答弁につきましては1本のバックボーンを持ちながら答えてきたつもりでございます。したがって、当面この合併時の混乱期につきましては難題、課題が大変多い時期であると思っております。未来永劫この措置をとるつもりは毛頭ございませんので、まずはこの移行期の大変難しい時期に助役、収入役をオーソドックスに設置をさせていただいたということでございまして、段階的に1年ごと、2年ごと、3年ごと、そのようなことの段階的に行財政改革は間違いなく数値にあらわした形で断行してまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（青木一夫君） 35番平塚英教君。

○35番（平塚英教君） ただいま上程中の議案第1号でございますが、助役の選任同意と

ということでございます。この提案につきましては合併の過渡期ということで、移行時期だからということですので、市長の専権事項でございますので了解するわけなんですけど、今度10月9日に先ほども同僚議員のほうから出ましたが、政府の地方制度調査会のほうで都道府県の副知事と出納長、市町村の助役と収入役を廃止し、新たに副知事、副市町村長制を創設するということが盛り込まれた答申が出たということでありまして。これが首相のほうに答申が渡されたわけでありまして、政府は来年の通常国会に地方自治法の改正案を提出する予定ということだそうでありまして。

先ほど来のこの問題についての質疑答弁を聞いておられますと、1期4年間というようなお話なんですけれども、来年の通常国会でこれが改正になるということになると、4年間の間には全国的にはこういう流れになるのかな。現に真岡市あるいは高根沢町ではそういうものに踏み切るといような話をされております。

そういう意味では、行政改革ということのを旗印にして市長に就任されたわけでありましてから、4年以内というのであれば私も考えますが、4年間ということで丸々4年ということでは、全体の行政改革が進まなくなるというふうに思いますので、その辺は本当に断腸の思いで、やはり上のほうから襟を正さなければ末端まで届かないというふうに私は思いますので、その辺、改革を進めていただきたいと思うんですが、市長のご説を承りたいと思います。

○議長（青木一夫君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） このこともお答えを申し上げますが、私もきのう来言っておりますように、特別職も大きく改革をすべきだと思っております。これは両町合併をして、既にこれが選任同意ができますと2分の1に減ったことになります。これを段階的にやっていきたいという基本的な考えを持っておりますので、4年以内というようなことは明言いたしておりますので、そのようにご理解をいただきたいと思っております。

○議長（青木一夫君） ほかに質疑はありませんか。

22番樋山隆四郎君。

○22番（樋山隆四郎君） 午前中に引き続き、この問題に関して第2ラウンドになるかと思っておりますが、質問をしていきます。

人事問題でありますから、私は人に関しては一切物事を言いません。このポスト、人ではありません、この辺だけは十分に理解をしていただきたいと思っております。私は逆に尊敬をする人があります。

そこで、午前中からの続きになりますが、先ほど来、もう何人かの議員が行財政改革の断行、やろうとしている、そして市民税の滞納者には差し押さえをする。あるいは補助金をカットするという中において、私はなぜ4部長を置いたのか。4部長でこの仕事をこなせないのか。市

長はまず2町間の調整である、ソフトランディングである。これが重要な任務である。だから、ここに2つのポストを要求する。議会に承認を求めると言いますが、それでは2人の人間あるいはこのポストの人たちがやらなければならない調整、どれほど難しいものがあるのか。各部長ではできないものがあるのか質問します。

○議長（青木一夫君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 2町の住民のあるいは各団体のいろいろな諸地域の組織の融和融合を図るといようなことは、単に職員ばかりではございません。地域全般にわたった融和融合に努めなければなりません。それはやはり一日でも早い融和融合に努めるということが基本的なスタンスであろうと考えます。

したがって、私はこれから出る収入役も含めて、特別職2人を旧町から代表という形で出ていただいて、そういったソフトランディングに一日でも早く努めることが私は最善の策だろう。このようなことを考えまして、4年以内に限ってこのような制度をとらせていただいたということをございますので、ぜひこのことをご理解をいただきたいと思います。

○議長（青木一夫君） 2番樋山隆四郎君。

○2番（樋山隆四郎君） なぜ私はこれほどまでに執拗に食い下がるかということですが、この2つのポストを置くことによって人件費は約2,500万円かかるわけでありまして、この2,500万円という金額は、1億円の仕事は今500万円で特例債でできるわけがあります。そうすると、この2つのポストの人件費で5億円の特例債事業が執行できるわけがあります。これは2町の調整が必要なのか。それともこれから合併にわたって、この財政難の中でいろいろな事業、要望、陳情が出てくるわけでありまして、このものを処理するのか。2つのポストを置くのか。

私はどう考えても、この問題に関しては行財政の合理化あるいは先ほど言った必要な補助金もカットする、差し押さえもする、そして事業もしてくださいというときに、4部長ではできなくて、2つのポストだからできるんだ。全体のを解決するんだからできるんだ。それよりも住民に市がやらなければならないことは住民の要望にこたえることではないのか。そのための資源がないんだから、だからこのポストをカットをして、4部長に大変でもやらせる。そして、住民の課題、希望に、あるいは陳情にこたえていく。これが私は市長としての責任ではないかと思いますが、どう考えますか。

○議長（青木一夫君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 午前中來の繰り返しの議論になりますけれども、私はあくまでも段階的に行財政改革は断行してまいります。その言われる趣旨は十分理解をできます、先ほどから言われるように。しかし、この合併時の混乱期は単に職員の事務だけの調整ではございませ

ん。これは確かに3万2,000人、たかが3万2,000人と言われても、されど3万2,000人です。やはり一人一人の住民の合併時の不安なり混乱というのはかなりつきまとうものと認識をいたします。そのようなことから、私は当然行革を旗印にしてみましたけれども、特別職の行革だけでなく、それも織りまぜた職員の適正化計画や補助金の問題、総合的なことを段階的にやることによって、行革を断行していくということでございますから、特別職については当面教育長も含めたこの四役体制を4年以内、移行期についてさせていただきたい。このような主張でございます。

○議長（青木一夫君） 22番樋山隆四郎君。

○22番（樋山隆四郎君） これは質疑でありますから最後の質問になりますが、この2ポストを置くことによって、どのぐらいの効果があるかと言いますと、4年間で約20億円の仕事ができるわけでありまして。こういうものを私は何度も言うように、この合併が課長制だけであつたならば、ここに助役、収入役を置くことは当然である。3万1,000人や3万2,000人ぐらいの町で合併をしたから、混乱が起きるから、これは事務的手続きじゃなくて、政治的な問題もある。だから、そこにそれを処理するためのポストが必要なんだ。

先ほど来からのこういう市長の見解であります。これでは先ほども言ったように行財政改革の断行、断行ということ自体は反対を押し切ってすばっと実行する。それが断行の意味であります。ですから、段階的にではなくて断行というふうにさせていただきたいと思っております。市長の意思は頑として変わらない。

しかし、これはだれが判断をするかということになりますと、ここは議場であります。公開の場であります。大谷市長の判断が正しいのか。あるいは20億円の事業ができるものをそのポストをつくって、20億円をパーにする。こういう問題になってくるわけでありまして。

私は、一つの信念を曲げないということに対しては、賛意を評します。私もそうであります。ですから、ぶつかるわけでありまして。しかし、この判断はだれがするかということになったら、市民であります。市民に塗炭の苦しみをさせて2つのポストを置くのか。あるいは市民のためにそこを消すのか。ここを私は再三申しております。ですから、これは政治信念、政治手法、政治理念の違いでありますから、私はこれに対しては大谷市長の考えで権限があるわけでありまして、あと議場がどういうふうに判断して、また市民がどういう判断をするかでありまして、その辺のところも含めて市長に最後の質問をさせていただきます。

○議長（青木一夫君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 合併特例債に最初言及されておりますが、この一般財源の500万円の5%、それで1億円、それが4年間で20億円ですね。そのような数値を掲げられましたけれども、これはあくまでも合併特例債、これは確かに有利な起債には間違いございませんが、

これはあくまでも借金であります。公債費が絡む借金でございます。

やはりこれを減らせば、20億円のがいが借りられるという論法も一法かもしれないけれども、これは私はそのことはどちらを優先にするかといった場合には、先ほど反対を押し切っても断行と言われたけれども、私は英断を持って実行するということでございますから、英断を持ってぜひ助役、収入役の選任についてはご同意いただきますよう、これは私の英断でございますので、ぜひご理解をいただきたい。こういうことでお答えとさせていただきます。

○議長（青木一夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

22番樋山隆四郎君。

〔22番 樋山隆四郎君 登壇〕

○22番（樋山隆四郎君） 私はこの問題に関して反対の立場から討論をいたします。

私は、政治という中には諫言をする人がいなければいけない。命がけで諫言をする。事業をやるにも命がけでやる。諫言士、こういう制度が昔の中国にはあったわけであります。ですから、私は2つのポストを守るのではなくて、市民のための政治をやるためには一つの理念を貫くのも信念を貫くのも結構であります。しかし、その信念を捨てるという勇気も必要なのであります。これが政治家にとって一番大切なことでもあります。

私は、きょうのこの会議の半分以上をこの論点に絞って市長と論戦を戦ってきたわけであります。しかし、最後の最後までこの問題が決着がつかないということは、本来なれば私はここで諫言士であれば首を切られるわけです。そして、地球上から抹殺されるわけであります。しかし、今は民主主義の世の中であります。ですから、私は最後の最後まで抵抗したわけであります。これが私は市民に対する義務だ。議員としての最大の責務だ。だからここまでやるわけであります。

私は、この2つのポストではなくて、この合併特例債は先ほどは市長は20億円の仕事はまあやかしであるということでありますが、これは1億円という中で20億円、この借金の中の70%は国が返してくれるわけであります。ですから、このポストがなければ実質3割ででき

るわけでありませう。本来は3割3分5厘なわけでありませう。しかし、3割で返せる。こういう事業をするのかしないのかでなくて、市長は事業はする。英断を持ってするということでありませうが、その事業をする英断があれば今ここでわかったと、それならば2ポストは要らない。こういう判断もあってもいいのではないかと思ひませうが、私は残念ながら、ここでこの反対討論を最後に、人事問題ではありませうから、ここで矛をおさめませうが、最後の諫言として私の反対討論といたしましませう。

○議長（青木一夫君） 次に、賛成討論の発言を許しましませう。

4番高津戸 茂君。

〔4番 高津戸 茂君 登壇〕

○4番（高津戸 茂君） 追加議案第1号 那須烏山市助役の選任同意について、賛成討論を申し上げます。

市長より選任同意が求められた助役山口孝夫氏ですが、市長の提案説明にもありませうが、また議員各位もご存じのとおり、旧南那須町の助役を歴任され、さらに2町合併協議会の幹事としてその責務を十分に果たされてありませう。行政の豊富な経験と高い識見及びその手腕と人格は助役として適任と考へてありませう。

さらに、新市長においては多くの課題を抱えての船出にあたり、執行部体制を固めて組織機構の円滑な運営及び住民の要望に的確に対応する必要があります。早い時期、すなわちこの時期に新三役を決めることも首長としての重要な判断ではないかと思ひてありませう。

今定例議会の質疑で、行財政改革の多くの議論がありました。国も地方構造改革として助役、収入役のあり方を現在検討されてありませう。私はこう考へませう。今回の合併で特別職は半分となりました。まず、目に見える行革の第一歩は実現されたわけです。ですから、特別職のあり方については、今後計画される職員適正化計画の中で次の行革の方針とあわせて、英断を持って検討していただくのがよろしいのではないかと考へてありませう。

そこで、この人事案件については、できれば議員全会一致での選任同意をしていただくことを強く希望いたしましませう、追加議案第1号に対する賛成討論としましませう。

○議長（青木一夫君） ほかに討論はありませうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたしましませう。

採決いたしましませう。日程第1 追加議案第1号については、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めませう。

〔賛成者挙手〕

○議長（青木一夫君） 挙手多数と認めませう。

よって、日程第1 追加議案第1号 那須烏山市助役の選任同意については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第2 追加議案第2号 那須烏山市収入役の選任同意について

○議長（青木一夫君） 日程第2 追加議案第2号 那須烏山市収入役の選任同意についてを議題といたします。

書記に朗読いたさせます。

〔書記 朗読〕

追加議案第2号

那須烏山市収入役の選任同意について

那須烏山市収入役として、次の者の選任について地方自治法（昭和22年法律第67号）第168条第7項において準用する同法第162条の規定により議会の同意を求める。

平成17年12月16日提出

那須烏山市長 大谷 範 雄

以上、朗読終わります。

○議長（青木一夫君） 市長の提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました追加議案第2号 那須烏山市収入役の選任同意について、提案理由の説明を申し上げます。

合併によります那須烏山市の設置にかかわり空席となっていた収入役に石川英雄氏を選任をしたいので、地方自治法第168条第7項の規定で準用する同法第162条の規定に基づきまして議会の同意を求めるものであります。

石川英雄氏は昭和23年生まれの57歳、那須烏山市向田2465番地にお住まいでございます。旧烏山町助役でありましたが、合併に伴い失職をされた方でございます。石川氏は昭和42年3月県立烏山高等学校を卒業され、同年4月旧烏山町に奉職をされ、以来昭和46年には栃木県総務部地方課に派遣されるなど豊富な行政の研さんを積まれた方でございます。

また、議会事務局庶務係長、企画振興係長、農政係長を経まして昭和62年より農林振興課

課長補佐、税務課課長補佐を歴任をされ、平成3年からは農政課長、建設課長、企画課長、平成11年より総務課長の要職の任を務められ、平成14年7月から合併までは烏山町助役として、また要職のかなめとしてご活躍をされ、さらには今般の合併に際しまして多大なるご尽力をいただいた方でございます。

石川氏は行政全般にわたり幅広い経験と深い識見を有する適任者でございますので、那須烏山市収入役に選任いたしたく、ご審議をいただきましてご同意くださりますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（青木一夫君） 以上で、市長の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

22番樋山隆四郎君。

○22番（樋山隆四郎君） 先ほどと同じであります。私は地方制度調査会中間答申にありますように、少なくとも助役を選任したのであれば、その半分の収入役は会計課長で兼務ができる。午前中の質問の中でも収入役は職務というものは会計課長で十分だ。しかし、両町が調和をとれた、あるいは合併として融和が図れるのはそういうポストがなければならない。別に収入役は置かなくても、それだったら両町調整役とはっきり銘打って置いたほうがいいんじゃないですか、それもボランティアで。そのぐらいの改革ができないと、どこが改革なんだ、断行なんだ。私は決して人を云々じゃないんですよ。ポストなんです。改革と言うならばポスト。

先ほども高津戸議員が賛成討論の中で、特別職の中の議員は36人から22人に減った。職員は1人も減らない。部長4人追加してそのほかまた2つの助役、収入役のポストをください。これほど厚かましい要求はないと思います。4人の部長も置いて、しかも合併だから、先ほど滝田議員が言ったように、合併であってもどんどんやるという姿勢であれば私は了解をいたしますが、それでもそこまで両町の融和のために助役、収入役が必要だというのであれば、2町を調和する特別職をつくったほうがいいです。助役だとか収入役なんていうものを言わないで、そういう考えにはなりませんか。どうですか。

○議長（青木一夫君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） このことも先ほどの助役選任の同意をいただいたときと同じお答えでございます。私はこの収入役におきましても、助役同様、合併協議会におきましては、この1,500項目にもわたる事務のすり合わせの幹事長として尽力をした方でございます。その論功行賞という意味は全くございません。誤解のないようお願いをいたしますが、そういった即戦力の方であります。

そのようなことから、私は先ほども四役は2分の1に減りました。職員も全く減らないと言

っているわけではないと思いますけれども、既に331人から勧奨も入れて来年の3月には325名、6名減っております。そのようなことで、これからも織りまぜて私は段階的な数値を掲げながらある程度の年度、数年からかけながらこの行財政改革を断行していくということを言っておりますので、この収入役人事もまさに助役と同じでございますので、ひとつその点を英断を持ってこれを信念を持って提案をさせていただきたいと思います。

○議長（青木一夫君） 22番樋山隆四郎君。

○22番（樋山隆四郎君） これはどこまで行っても平行線であると思います。しかし、先ほども申しましたように、この決断、英断が市民にどう映るか。どう市民は判断をするのか。これを待つしかも私には方法がありません。職務執行者、それだけの権限を持っているわけでありまして。議会に提案する権限があつて、私どもは少なくともそれに質疑をするだけです、個人としては。議会としてはそれを決議をする機関になります。賛成多数であればやむを得ません。しかし、どう考えても私は助役、2人がだめならば1人、こういうところまで私は言及するわけでありまして。

しかし、それもだめ。2人がいなければだめなんだ。そして、この合併をいい方向に融和に導くんだ。千幾つもの項目をこれから知り尽くしているから、だからこの人がやるんだ。この人たちが調整をするんだということでありまして、その調整は事務方がやるわけでありまして。それならば先ほどの給料の問題に関しましても、なぜ英断を下せないのか。いろいろな問題が出てきますが、横道にそれるとまた時間も時間でもありますから、私はこの問題に関して最後は市民の判断を仰ぐしかないというふう結論づけるわけでありまして。

以上で、質問を終わり、反対討論はいたしません。以上です。

○議長（青木一夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

33番小堀 操君。

〔33番 小堀 操君 登壇〕

○33番（小堀 操君） 追加議案第2号 那須烏山市収入役の選任同意について、賛成の立場で討論をいたします。22番の樋山議員には甚だ申しわけありませんが、私は賛成の立場で討論をさせていただきたいと思います。

今、市長のほうから提案理由の説明がありました。石川英雄氏は昭和42年4月、烏山町の住民課に奉職され、平成14年の7月まで三十数年にわたり行政職をやっていたわけであり、市長の提案理由もありましたが、石川収入役というのは識見が高い持ち主であります。平成14年7月からは助役に選任され、本年9月30日まで助役を歴任していたわけであり、その間、大変難しい4町合併に努力をされまして、途中で破綻になりましたが、平成16年11月からは南那須との2町合併の幹事長として、非常に努力された方であり、皆さんのご協力もありましたから合併ができたわけであり、幹事長の働きも大きなものがあったと推測するわけであり、

そういうわけであり、今回大谷市長のほうから、その方を収入役に選任したいということですので、人事案件でありますから満場一致のご承認をお願いいたしまして、私の賛成討論をいたします。ありがとうございました。

○議長（青木一夫君） ほかに討論はありませんか。

13番藤田 武君。

〔13番 藤田 武君 登壇〕

○13番（藤田 武君） 13番藤田 武でございます。ただいま上程中の追加議案第2号 那須烏山市収入役の選任同意について、賛成の立場から討論申し上げます。

市長の選任でございますが、振り返って、市長についてはこのたびの市長選において7割以上の方々の支持をいただいて当選をされた圧倒的勝利をされた市長でございます。市長の気持ちには基本的には私も同意をしたいというような考えでもございます。既に市長戦より1カ月たちましたが、地方自治体として基本的なオーソドックスな体制によってスタートしたいという市長の考えでございます。

石川氏は昭和23年生まれ、ただいま57歳でございます。昭和42年3月県立烏山高等学校を卒業して以来、同時に烏山町役場に奉職をいたし、平成14年から助役に就任されまして、平成17年に退職するまでの間、地方公共団体職員として延べ39年の実績がございます。

このたび旧烏山町及び旧南那須町の合併に際しましては、合併協議会の幹事長として旧南那須町長の大谷範雄会長を補佐し、合併を無事実現させた功績は高く評価されるものと私は思います。このたび大谷範雄市長のもとで、収入役に就任することはまことに当を得たもののご推察いたします。地方公共団体に精通する石川英雄氏は、極めて適任者と推薦をいたす次第で

ございます。何とぞ全議員のご同意をいただいて、人事案件でもあることから満場一致で同意をしていただきたいと思います。よろしくどうぞ。

○議長（青木一夫君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第2 追加議案第2号については、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青木一夫君） 挙手多数と認めます。

よって、日程第2 追加議案第2号 那須烏山市収入役の選任同意については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

これをもちまして、この定例会に付議された案件はすべて終了いたしました。

ここで、市長のあいさつを求めます。

〔市長 大谷範雄君 登壇 あいさつ〕

○市長（大谷範雄君） 大変お疲れのところでございますが、閉会のごあいさつを申し上げます。

今期定例会は新市になりまして初定例会でございましたが、会期を4日間といたしまして開会をされました。上程をさせていただきました18議案及びただいま追加上程をさせていただきました2議案、計20議案につきまして、いずれも原案のとおり可決、ご決定または同意をいただきましたことはまことにありがたく、厚くお礼を申し上げる次第でございます。

私ども執行部は誠心誠意努めた所存ではございますが、提案議案の審議の過程の中で、あるいは一般質問の中での答弁につきまして、その対応不十分でありました点、深くおわびを申し上げます。なお、今期定例会あるいは常任委員会の中で賜りましたご意見、指摘事項につきましては真摯に受けとめさせていただき、市政に反映をしまいる所存でございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

また、ただいまは助役、収入役に選任ご同意を賜りましてありがとうございます。新市の歩むべき道は決して平坦ではございませんが、未来に向けて活力のある那須烏山市を築くため、教育長を含めまして四役一同粉骨砕身、最大限の努力を傾けて住民の負託にこたえてまいりたいと考えております。さらなるご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

ことしの師走は例年になく寒さが厳しいようでございます。議員各位にありましては、年末年始何かとご多用なこととは存じますが、健康に十分留意をされまして議員活動に邁進されますようご祈念を申し上げます。

2005年は那須烏山市にとりまして歴史的な大転換期でありました。見事合併という大事業を成就することができましたことにあたりまして、多大なるご労苦を賜りました議員各位に、改めて感謝と敬意を表したいと思っております。

行く年2005年に別れを告げまして、来る年2006年は那須烏山市民のさらなるご多幸を念じつつ、重ねて今期定例会無事閉会になりましたこと、感謝とお礼を申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。まことにありがとうございました。

○議長（青木一夫君） 以上をもって、平成17年第3回那須烏山市議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

[午後 4時53分閉会]

上記会議録を証するため下記署名いたします。

平成18年3月7日

議 長 青 木 一 夫

署 名 議 員 高 橋 安 隆

署 名 議 員 高 徳 正 治